

官報 号外

令和二年五月二十日

○第二百一回 参議院会議録第十八号

令和二年五月二十日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

令和二年五月二十日

午前十時開議

第一 道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以下 議事日程のとおり

○議長（山東昭子君） これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます

令和二年五月二十日 参議院会議録第十八号

が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（山東昭子君） 御異議ないと認めます。赤羽一嘉国土交通大臣。

〔国務大臣赤羽一嘉君登壇、拍手〕

○国務大臣（赤羽一嘉君） 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地方部を中心とした人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通サービスの維持確保が厳しさを増している中、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっております。加えて、交通ネットワークの充実等を図るために、地域経済社会の発展に資する交通インフラを着実に整備していくことも必要となっております。

このような状況を踏まえ、全ての地域において持続可能な運送サービスの提供を確保するため、地方公共団体が、公共交通事業者等と連携し、最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善充実に主体的に取り組むなど、地域の輸送資源を総動員する取組を推進する必要があると

このような趣旨から、この度の法律案を提案することとした次第です。

議事日程追加の件 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、地方公共団体は、国が策定する基本方針に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するための計画を作成するよう努めなければならぬこととしております。また、乗合バスの新規参入に係る地方公共団体への通知制度を創設し、地域公共交通サービスの維持確保に向けた議論を深めていただくこととしております。

第二に、維持が困難となった旅客運送事業の路線等について、地域において多様な選択肢を検討、協議し、地方公共団体が公募により選定した者が地域に最適な旅客運送を実施する地域旅客運送サービスの継続事業や、同一の車両を用いて旅客及び貨物の運送を併せて行う貨客運送効率化事業の制度を創設し、国の認定を受けたこれらの事業については、関係法律の特例措置等各種の支援措置を講ずることとしております。また、過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、地域住民のみならず観光客を含めた来訪者も対象として明確化するなど、その実施の円滑化を行うこととしております。

第三に、利用者目線による路線、ダイヤの改善や運賃の設定などを促進するための地域公共交通利便増進事業の制度を創設することとしております。また、新たなモビリティサービスである、いわゆるMaaSの全国への速やかな普及を促進するため、複数の公共交通事業者による運賃の設定に係る手続を簡素化する事業計画の認定制度や幅広い関係者で構成される協議会制度を創設することとしております。

第四に、交通インフラに対する支援の充実を図るため、多様な関係者の連携による鉄道インフラや物流拠点の整備への資金の貸付けを行うことができることとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。（拍手）

○議長（山東昭子君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。森屋隆さん。

〔森屋隆君登壇、拍手〕

○森屋隆君 立憲・国民、新緑風会・社民の森屋隆です。

ただいま議題となりました地域公共交通活性化再生法改正法案について、会派を代表して質問をいたします。

まずは、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった多くの方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、現在闘病中の方々にお見舞いを申し上げます。感染症の終息に向けて、与野党一丸となつて取り組んでいくことを申し上げる所存です。

さて、まずは検察庁法改正案に、問題について触れざるを得ません。

政府が準司法官である検察幹部人事に介入できる仕組みを国家公務員法改正案の中に盛り込ませる、いわゆる束ね法案で提出しました。政府のその手法もさることながら、検察幹部の定年延長基準すら示せない武田大臣、森大臣の答弁では到底納得ができません。三権分立を脅かすこの法案に対し、抗議、反対の声はツイッターにおいて各界の人が発信をし、一千万を超えました。

国民の声に背を向けることができず、政府はついに検察庁法案の今国会での成立を断念されました。しかし、これがただの先送りでは意味がありません。時間が経過しても国民が忘れることはありません。私たち野党は、今後も特例延長の撤回まで、徹底的に闘い続けてまいります。

そこで、安倍内閣の一員である赤羽国交大臣にあえてお伺いをいたします。

与野党を問わずコロナ対策に集中すべきところ、無用で不急の法案で世論や国会を大混乱させ

た責任を、内閣の一員としてどう感じになっているのでしょうか。誠実な御答弁をお聞かせください。

法案の審議に当たり、冒頭に、公共交通機関の現場で働いてきた者として、まず二つの質問をいたします。

一つ目は、二〇一三年に制定された交通政策基本法には、国、地方自治体の連携、協働による施策の推進が明記されているにもかかわらず、少子高齢化や過疎化という社会的構造変化の中で、不採算であつても全国の国民の足として継続してきた公共交通分野に対する政府の取組は、場当たり的であると言わざるを得ないということです。

二〇一四年の地域公共交通活性化再生法改正において、政府は、地域の多様な主体の連携、協働によって地域公共交通を面的にネットワークとして維持していく方向に大きくかじを切ったはずですが、それでも、二〇一八年までに路線バスは全路線の二％に当たる一万三千二百四十九キロが廃止され、地方鉄道は全国で八百七十九キロ、四十路線が廃止され、日本全国土の約三割が交通空白地帯です。人々の交通権を確保するための地域公共交通を、我が国の交通政策の中心に据えた施策の展開を求めたいと思いますが、国交大臣のお考えを伺います。

二つ目は、公共交通部門で働く労働者の賃金の問題です。

今回の緊急事態宣言下においても、公共交通労働者もその責務を果たすために厳しい状況の中で働き続けています。このような状況にかかわらず、自動車運転労働者は、長時間労働かつ低賃金であるという実態が長年にわたり続いています。

例えば、バス運転者の年間所得は、二〇〇一年には全産業平均五百五十六万円より約十四万円少ない五百四十二万円でしたが、需給調整規制の撤廃後の二〇〇二年以降は一気に落ち込み、二〇〇四年から十五年以上も約百万円近くも落ち込んだまま推移しているのが実情であります。

このような苦しみをもたらした需給規制の撤廃という過度な競争政策を是正し、少なくとも全産業平均並みの賃金に引き上げていくことが担い手不足を補うための最低条件と考えます。働き方改革が実施されたとはいえ、自動車運転労働者の労働規制の導入は四年も先のことです。

このような現状がなぜ生まれたのかを踏まえ、自動車運転労働者の長時間労働の是正と賃金上昇に政府として今何が必要と考えているのか、国土交通大臣に御答弁をお願いします。

次に、改正案の具体的な内容に入ります。国交大臣にお尋ねいたします。

今回の改正では、地方公共団体による地域公共交通計画、いわゆるマスタープランの作成が努力義務化されることになっていきます。二〇一四年の地域公共交通活性化再生法改正時の政府のマスタープランの策定目標は、交通政策基本計画においてたつたの百件という低さでした。現在、策定数は五百件を超えたものの、市町村全体の三分の一にも到達していません。その上、策定主体は単独市町村が圧倒的です。また、都道府県が策定団体となっている例は僅かであり、地域の公共交通のネットワークを広域的に連携させたいという状況です。

市町村においては規模の小さな団体ほど交通分野の人材が著しく少ないか皆無のため、特に、都道府県の関与を求めることが重要であると思えます。今後は、面的な広がりをつくり出せるよう、国が強力なリーダーシップを取って都道府県に働きかけるべきではないでしょうか。

また、マスタープランの作成に当たっては、地方公共団体が地域のまちづくりと公共交通の確立を一体的に促進できるようにすることも含めて、新たな担当部局の設置及び公共交通専任担当者の配置、育成のための支援を強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、地域の公共交通に関係する公共交通従事者の代表を地域公共交通の協議の場に加えること

とは不可欠と考えますが、政府の見解を伺います。

今般、独占禁止法特例法案が国会に提出されており、カルテル規制の適用除外の創設の下、利用者の視点から地域公共交通利便増進事業が創設され、サービスの改善のための法改正がようやく一歩進んだように思えます。

複数のバス会社がカルテルを結び、場合によっては事業者同士でいいと取りをするクリームスキミングを容認する場合もあるとのことですが、利用者の利便性を図ることと両立させるための制度的な担保はどのような仕組みとなっているのでしょうか。

次に、政府が地域における輸送資源の総動員をうたっていることについてお尋ねします。

地域における輸送資源とはどのようなものであるべきとお考えでしょうか。地域住民の移動手段として生活を支えてきた地域公共交通こそ、輸送資源の根幹に位置付けられるべきだと思います。スクールバスや病院の送迎バスに頼らないで済むような交通政策が本来の姿であることから、引き続き、地域公共交通の根幹となるバス、タクシ、地域鉄道を支援していくことが基本にあるという理解でよろしいでしょうか。

自家用有償旅客運送についてお尋ねします。

今回の改正では、自家用有償旅客運送において、地域住民のみならず、観光客やその来訪者を中心として輸送の範囲を含むこととしておりま

す。さらに、交通事業者が協力して委託する仕組みも導入されますが、対価がタクシの二分の一と低く、初期投資も安いことから、バスやタクシの衰退に拍車を掛けるおそれはないのでしょうか。利用者の安全、安心を確保するため、利便性や効率性に偏重した安易な自家用車ライドシェアの導入を認めないことが明らかにされなければなりません。自家用有償旅客運送が無制限に拡大されるものではないということを、この場で確認させていただきたいと思えます。

次に、新モビリティサービスの創設についてお伺いいたします。

MaaSは、モビリティ分野を超えて、圏域内の日常的なサービス、生活産業領域に拡大、深化していく可能性を有しています。特に、観光分野での貢献が期待できます。ユニバーサル社会の推進の観点からもMaaSに期待がなされています。もちろんMaaSを活用し、安心して安全に移動できることが前提となります。そのためにも、MaaSの初期投資や使用手数料に係る脆弱な地域交通機関への支援はもとより、移動の高付加価値化の在り方を検証するような事後チェックなどの確な運用が求められていると思えますが、見解を伺います。

また、地域公共交通を維持充実させることは、観光振興等の地域経済活性化につながるのみならず、さらには、まちづくり、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野でも行政経費を削減できるクロスセクター効果をもたらすことが知られています。これを踏まえ、地方公共団体が相互にかつ広域的に連携し、そこに多様な主体が関わって利用者利便を増進し、かつ、新技術を活用したMaaSなどの新しい地域公共交通の取組が促進されることが重要であると考えています。

特に、その取組を促進させるためには、地域公共交通利便増進事業又は新モビリティサービス事業がそれぞれ発行する共通乗車船券に係る運賃、料金の割引原資に対する財政支援措置の制度化を検討する必要があるのではないのでしょうか。

また、持続可能な公共交通の維持のためには、従来の支援策では限界が見られつつあります。地域公共交通維持確保改善事業に加え、地方公共団体が地域公共交通に対して更なる取組が推進できるよう、普通交付税の基準財政需要額に地域公共交通の運行や維持を目的とした財政需要を位置付けるなど、根本的かつ恒久的な財政支援が必要であると思えますが、いかがでしょうか。

ところで、人口減少が進み、中長期的な需要が

減少する中、二〇二二年に実施されたバス、タクシーにおける需給調整規制の撤廃は、全体的にはこの業界の需要喚起につながらず、経営環境や労働条件を悪化させました。それどころか、関越道高速ツアーバス事故や軽井沢スキーバス事故を始めとする多くの事故が発生させ、利用者の生命すら危険にさらす事態に至ったのです。

原因はまさにここにあるにもかかわらず、政府は、需給調整規制の再導入については、時計の針は戻せないなどとこれを聖域化し、競争政策の根幹的な見直しを直視しようとしてきませんでした。安全対策の強化を始めとしてその代わりとなる制度は次々と導入されましたが、地域公共交通の衰退に歯止めを掛けることはできなかったのです。これは既に政府も御認識のことと存じます。そして今回、ついに本法案とともに利用者利益の確保をうたい、乗合バスを対象とした独占禁止法の特例を設けるまでの事態に至っているのです。結局、需給調整規制の行き着いた先がカルテルの解禁という、競争政策としては極めて矛盾に満ちた対応であり、まさにマッチポンプであると断ぜざるを得ません。もはやその意味を失っている需給調整規制の撤廃が長年影響し続けてきた弊害の大きさに対して、政府は改めてしっかりと向き合い、需給調整規制の再導入に向けた議論をすべきではないでしょうか。

世界的なコロナ感染拡大の危機をきっかけに、政府は、このような非常事態においても国民が雇用や所得に不安を抱えぬよう、地域公共交通などの社会基盤を強化し、恒常的に地域と国民生活を守りながらも成り立つていくような経済政策を、競争とは別の観点から早急に再検討すべきであります。

鉄道、バス、タクシーを始めとした交通事業やトラックなどの物流事業は、国民生活の生命線を握る社会基盤産業であります。これらの事業者が感染症により倒産し、サービスが途絶しないよう、必要があればさきの補正予算に更に追加し

て、政府としても万全の対策を講じていただくことについて国交大臣に御決意をお聞きし、質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣赤羽一嘉君登壇 拍手)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 森屋隆議員にお答えをいたします。

まず、検察庁法改正案をめぐる問題についてお尋ねがありました。

今般の検察庁法改正を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案に関する国会での取扱いにつきましては、国会において御判断いただくことであり、かつ、これらの改正案について私の所管外でございますことから、国土交通大臣としてお答えすることは差し控えていただきます。

なお、本日から地域公共交通活性化再生法の審議をお願いするわけでございますが、この法案とは別に、コロナ対策につきましては、国土交通大臣として、建設的な御意見については与野党問わずこれを支援策にしっかりと反映させていただく考えでありますので、何とぞ御指導をよろしくお願いを申し上げます。

次に、地域公共交通に関する施策の重要性についてお尋ねがございました。

人口減少の本格化に伴う需要の縮小等により、公共交通サービスの維持確保が難しい状況となっておりますが、そうした中においても国民の皆様の日々の足を守ることが我が国の交通政策における重要な課題と認識をしております。そのため、本法案の新たな制度を活用しながら、地域公共交通に関する施策にしっかりと取り組んでまいります。

バス事業者等の自動車運転労働者の長時間労働の是正と賃金上昇についてお尋ねがございました。

国土交通省といたしましては、地域の生活の足である乗合バスの担い手を将来になって確保していくためには、長時間労働の是正と賃金上昇に

よってバス運転手の待遇の改善を図ることが不可欠であり、労働生産性を向上させていく必要があると考えております。

そのため、本法案及び独占禁止法特例法案に基づき、同一地域で複数の事業者が行う共同運行を促すほか、連節バス等の輸送力の高い車両を導入するなどの取組を支援することで労働生産性の向上を促してまいります。

地域公共交通計画の作成における都道府県の関与についてお尋ねがございました。

計画の策定主体につきましては、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応できる市町村を基本的に想定をしておりますが、本改正案においては、複数の市町村が都道府県に対し、計画を共同で作成するよう要請することができるよう新たな制度を盛り込んだところでございます。

地方公共団体の公共交通担当部署の新設等への支援についてお尋ねがございました。

市町村の約八割では公共交通の専任担当者が不在であるとの調査結果も出ていることから、人的支援は重要であると考えております。このため、国土交通省では、地域公共交通計画作成のガイドラインの充実や、市町村職員等に対する地域公共交通に関する具体的な政策や取組事例の研修などにより、地方公共団体のノウハウ面や体制強化の支援の充実を図ってまいります。

公共交通従事者が地域公共交通に係る協議の場へ参加することについてお尋ねがございました。

現行の地域公共交通活性化再生法におきまして、地域の協議会には、サービスの現場を熟知しているなどの理由から、地方公共団体が必要と認めた公共交通従事者も参加できる制度となっております。改正後もこの制度は変わらずに維持されることになっております。

次に、複数のバス会社間の公平な競争と利用者の利便性を両立させるための制度的な担保についてお尋ねがございました。

今般の独占禁止法特例法案の目的は、複数のバ

ス事業者間の等間隔運行などの共同経営を特例的に認め、将来にわたりバスを中心とする地域公共交通のサービスの維持を図ることにあります。これがいわゆるいいところ取りにならないよう、計画の認可に際しましては、区域内においてサービスの維持を図ることや、利用者に不当な不利益とならないことを確認するとともに、こうした条件に適合しなくなった場合には適合命令等により担保することとしております。

地域における輸送資源のあるべき姿についてお尋ねがございました。

国土交通省におきましては、地域の公共交通の維持確保を図っていく上では、まずはバス、タクシー等の公共交通機関について労働力の確保とサービスの維持改善を図り、移動ニーズに対応することが最も重要だと考えております。

しかしながら、過疎地など公共交通サービスだけでは移動ニーズに十分対応できない地域においては、自家用有償旅客運送やスクールバス車両等の地域の輸送資源を総動員することが必要であると考えております。

自家用有償旅客運送制度の改正による運送事業への影響並びにライドシェア導入についてお尋ねがございました。

自家用有償旅客運送は、地域における必要な輸送について、バス、タクシー事業者によることが困難である場合に、市町村等が運送責任を担い、自家用車を用いて有償で運送できることとする制度であり、本法案においてもこの要件は維持することとしております。

なお、いわゆるライドシェアは、自家用有償旅客運送とは異なり、運行管理等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保等の問題があるため認めるわけにはいかないと考えており、この考えは従来から変わっておりません。

Maasの導入に際し、付加価値を高めていくための取組についてお尋ねがございました。

Maasの普及に当たりましては、公共交通サービスにとどまらず、観光や生活関連サービスを連携させることで、高齢者や障害をお持ちの方々、外国人旅行者を含めた幅広い利用者に対して利便性の高いサービスを提供することが重要な課題であると考えております。

このため、国土交通省では、現在進めていますMaasの実証実験についてこうした観点からも評価を行い、優れた取組につきましても横展開を行ってまいります。

共通乗車船券に係る割引に対する財政支援措置の制度化についてお尋ねがございました。

本法案では、地域公共交通利便増進事業及び新モビリティサービス事業において、計画に基づいて、交通モードをまたぐ場合も含め、複数の交通事業者が定額制乗り放題運賃等の設定を行う場合には、運賃等の設定に係る手続をワンストップ化する特例を設けております。

これらの事業に係る実証実験において初期投資の経費に補助を行っているところであり、各交通事業者の自主的な判断により行われるべきものと考えております。

持続可能な地域公共交通を維持するための財政支援についてお尋ねがございました。

国土交通省においては、地域における必要不可欠な移動手段を維持確保するため、過疎地域等における幹線バスやコミュニティバスの運行の欠損等に対し国費による補助を行っており、あわせて、これに係る地方公共団体の負担に対しては地方交付税措置が講じられているところです。今後とも、地域の御要望や御提案を伺いながら、必要な予算の確保に最大限努めてまいります。

需給調整規制の再導入の可能性についてお尋ねがございました。

乗合バスや鉄道などにつきましては、平成十二

年以降、いわゆる需給調整規制が廃止をされ、サービスの供給量やその水準は原則として交通事業者の経営判断により決められるようになっており、これによりまして利用者にとっての利便性の向上が図られてきたところであります。本法案において、このような基本的な考え方については変更はございません。

一方で、特に地方部では人口減少の本格化に伴う需要の縮小や運転者不足の深刻化などにより、採算性の安定的な確保等が難しくなっているため、地域住民のニーズを熟知している地方公共団体が中心となって交通サービスを確保するための制度の充実を進めてきたところであり、これにより地域公共交通の維持改善を進めてまいります。交通事業者や物流事業者に対する新型コロナウィルス関係の追加対策についてお尋ねがございました。

公共交通や物流につきましても、政府の基本的対処方針に基づきまして必要な機能を維持することが求められており、現場では感染のリスクや不安の中で業務に献身的に御尽力いただいております事業者やその従事者の皆様に改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

一方で、外出自粛等により輸送需要が減少するなど、極めて厳しい経営環境に置かれていることから、社会にとつてなくてはならない重要なインフラとして、これまで随時拡充されてきた政府の各種支援策を最大限に活用しながら、事業の継続と雇用の維持に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 室井邦彦さん。

(室井邦彦君登壇、拍手)

○室井邦彦君 日本維新の会、室井でございます。私は、会派を代表いたしまして、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法

律等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

まず、質問に先立ちまして、新型コロナウィルス感染症でお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し、そして、現在、感染症に苦しんでおられる方々へのお見舞いを申し上げますとともに、医療現場で闘っている医療従事者を始め全ての関係者の皆様方に最高の敬意を表する次第であります。

我が国は、人口減少、少子高齢化といった社会の変化にあり、超スマート社会につながる新技術の活用を図りつつ、持続可能な地域公共交通を維持し、特に、高齢者の移動手段を確保することが喫緊の課題となっております。安心して暮らしている社会の実現に向け、地域における関係者が連携、協働し、課題解決を図る取組が必要となっております。

まず、持続可能な地域公共交通の考え方について質問をいたします。

過疎化が進む我が国では、地方における公共交通の衰退が懸念されております。例えば、路線バスの輸送人員を見ると、地方部では二〇〇年以降二五％も減少し、地方における路線バスの八五％は赤字構造となるなど、路線廃止等が相次いでいる状況であります。また、高齢者の免許非保有者や免許返納の数は近年大幅に増加し、公共交通がなくなると生活ができなくなるのではないかと高齢者の声も大きくなっております。

地域における公共交通の置かれている状況は厳しさを増す一方、高齢者を始め地域住民の自立した日常生活を確保し、住民等の移動手段として不可欠な公共交通を適切に維持することが極めて重要な課題となっておりますが、持続可能な地域公共交通の考え方について赤羽国土交通大臣の御所見をお伺いをいたします。

次に、まちづくり等の分野と連携した地域公共交通の再構築について質問いたします。

地域公共交通は、コンパクトなまちづくりと連

携、再構築を図ることが重要だと考えます。まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するため、地域公共交通網形成計画を法定計画といたしました。その策定状況は、三万人未満の小規模自治体での取組が弱く、まちづくりと連携した計画になると十万人未満の中小規模の自治体で取組が遅れている状況にあります。

今回の法改正で、地域公共交通計画の作成について努力義務をすることとしておりますが、全ての地方公共団体がまちづくりと連携した地域公共交通計画を作成するため、その実効性をどう担保していくのか、大臣にお聞きをいたします。

次に、自動運転技術の導入と実用化について質問をいたします。

政府は、二〇二〇年めどとした高速道路におけるレベル3の自動運転の実現、二〇二〇年までの地域限定での無人自動運転移動サービスの実現を目標に掲げ、国連自動車基準調和世界フォーラムやG7交通大臣会合等の場を活用し、自動運転の実現に向けた環境整備の議論を主導していることは評価に値をいたします。

自動運転技術の導入は、地方における交通課題の解決に重要な役割を果たし、物流分野においても、人手不足の解決のための生産性向上の観点から期待されているところであります。

新型コロナウィルス感染症のパンデミックと第二波、第三波の感染拡大が懸念される中、自動車メーカー等における研究開発活動や実証実験、社会実装の取組が萎縮して停滞しないように、政府を挙げて取組を強化することが、コロナ収束後の世界経済の牽引にもつながると考えます。コロナ感染症の経済危機に直面し、自動運転技術の支援と完全自動運転の実用化に向けた取組をどう加速させていくのか、大臣にお聞きをいたします。

次に、スーパースィティ構想との関係について質問をいたします。

スーパースィティ構想では、国家戦略特区制度を

利用し、自動走行や自動配送の実現を目指しています。この構想の推進において、今回の法改正で目指す地域公共交通の方向性と両立するものであるかどうか、大臣にお聞きをいたします。

次に、新たなMaaSについて質問をいたします。

日本版MaaSの早期実現が期待されており、コロナ感染の拡大が人の移動を激減させ、実証実験は事実上停止し、戦略の見直しを迫られているという新聞報道もありますが、異なる交通事業者等の連携やデータ連携の在り方等、MaaSの課題に対する関係者間の協議、連携、MaaSの円滑な普及促進に向け、今後どのように取り組んでいくのか、大臣にお聞きをいたします。

次に、地域公共交通ネットワークの確保に関する公的負担について質問いたします。

日常生活に必要な交通手段の確保は重要な課題ですが、地域公共交通の確保に関する特別交付税の自治体への交付額は毎年増加傾向にあり、平成二十一年からの九年度で約五〇％増加しているということがあります。限られた予算の中で計画的な支援を実施していくことが今後は強く求められます。そのためには、地域公共交通計画の見直しを含む目標値の設定や事業評価の在り方が極めて重要となりますが、持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向け、どう取り組んでいくのか、大臣にお聞きをいたします。

最後に、自家用有償旅客輸送制度の導入について質問いたします。

平成二十八年より国家戦略特区法に基づく自家用自動車の活用が認められ、兵庫県養父市では、NPO法人養父市マイカー運送ネットワークが実施主体となり、登録ドライバーが、運行管理者であるタクシー会社からの運行業務の依頼を受け運用されていると承知しております。

国家戦略特区法に基づく自家用車の活用を認める運送事業の導入に当たり、衆参の各国土交通委員会において、全国での実施とライドシェアの導

入は認めないという附帯決議が付されており、今回の改正案では、自家用有償旅客運送制度が全国で実施されるようになります。国家戦略特区法に基づく自家用車の活用とほぼ同じ仕組み、運用と理解をしております。ライドシェアに関しても議論の余地があるのではないかと、大臣の御所見をお聞きをいたします。

我が党は、地域の自立、再生を掲げ、多極分散型の新しい国の形、目指しております。大阪都構想の実現は、文字どおり党の政策一丁目一番地であり、新型コロナウイルスの感染が一定水準以下であれば、予定どおり大阪都構想実現の是非を問う住民投票が行われます。

今回の法改正では、市町村が主体となつて幅広い関係者の参加による協議会を設置し、持続可能な地域公共交通の確保を目指すこととしております。そうしたまちづくりの取組を通じ、地域の自立、再生が高まり、統治機構改革に向けた機運の醸成へとつながることを願いつつ、私の質問といたします。

ありがとうございます。（拍手）

（国務大臣赤羽一嘉君登壇、拍手）

○国務大臣（赤羽一嘉君） 室井邦彦議員にお答えをさせていただきます。

まず、持続可能な地域公共交通の考え方についてお尋ねがございました。

御指摘のように、現在、人口減少の本格化に伴う需要の縮小等により、公共交通サービスの維持確保が大変難しい状況となっております。

国土交通省としては、このような状況に対し、まずバス、タクシーの労働力を確保しつつサービスの維持改善を図るとともに、過疎地などについては、スクールバスや福祉車両等の地域の輸送資源を総動員し移動ニーズに対応すること、そして、その際、MaaS、自動運転などの最新技術も最大限活用して生産性を向上しつつ、地域の高齢者をはじめ、外国人旅行者なども含めた幅広い利用者に使いやすいサービスが提供されること

などが必要であると考えております。

このため、本法案において、地域における移動ニーズに対しきめ細やかに対応できる立場にある市町村等が中心となつてこうした取組を進めるよう促すとともに、国として財政面やノウハウ面でしっかりと支援していきたいと考えております。

まちづくりと連携した地域公共交通についてお尋ねがございました。

国土交通省におきましては、これまで各地方公共団体に対して地域公共交通とまちづくりの連携を促してきたところであり、その結果、本年三月時点におきまして、地域公共交通網形成計画と立地適正化計画を併せて策定した地域は二百九地域となっております。引き続き、こうした取組が更に進むよう、国として両計画の策定経費に対する補助を行うとともに、計画連携のノウハウ面についても支援に努めてまいります。

自動運転技術の支援と自動運転の実用化に向けた取組についてお尋ねがございました。

自動運転につきましては、政府目標である官民ITS構想・ロードマップに従つて実用化に向けた取組を進めることが重要であると考えておりますが、実証実験等の取組は、今般の感染拡大を受けて多くは中断を余儀なくされております。

国土交通省といたしましては、事態が収束し次第、しっかりと感染拡大防止措置を講じながら取組が進展できるよう、事業者等との協議を加速してまいります。また、国連の会議体において日本の優れた自動運転技術を国際基準に反映すべく、取組組んでおり、この状況下においてもウエブ会議の活用等により議論を継続しているところでございます。

スーパースイッチ構想と本法案との関係についてお尋ねがございました。

スーパースイッチ構想におきましては、交通の関係では、国家戦略特区制度を活用し、先端技術を取り入れ自動走行等の導入を目指しているものと

承知しており、これらは地域における移動手段の確保にも資することから、本法案とも目指す方向性を共有しているものと考えております。

新型コロナウイルスの事態の下でのMaaSの取組についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、現在、MaaSに参加する事業者間の連携や調整に一時的な支障が生じ、一部の実証実験のスケジュールが遅れるなどの影響が出ております。今後、感染状況が落ち着き次第、各事業者の状況にきめ細かく対応し、MaaSの普及に向けた取組を再び加速させていきたいと、こう考えております。

次に、持続可能な公共交通ネットワークの再構築についてお尋ねがございました。

各地方公共団体が、限られた財源の中で効率的に地域の移動手段を維持確保するため、本法案では地域公共交通計画について定量的な目標の設定や不断の検証を促すこととしており、これにより持続可能な公共交通サービスの確保、充実を進めてまいります。

本法案による自家用有償旅客輸送制度の改正とライドシェア導入についてお尋ねがございました。

本法案におきましては、地域住民に加え観光客を含む来訪者につきましても自家用有償旅客輸送の輸送の対象とすることなど、その実施の円滑化を図る措置を盛り込んでおりますが、法改正後の登録に必要な要件など、その実施の前提につきましては、これまでの自家用有償旅客輸送制度と全く変更はございません。

なお、いわゆるライドシェアは、運行管理等について責任を負う主体を置かないままに自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保等の問題があると考えております。

以上でございます。（拍手）

令和二年五月二十日 参議院會議録第十八号

○議長(山東昭子君) 武田良介さん。

(武田良介君登壇、拍手)

○武田良介君 私、日本共産党を代表し、地域公共交通活性化再生法等一部改正案について、赤羽国交大臣に質問いたします。

冒頭、検察庁法改定案について述べます。

政府・与党は、野党と国民の声に押され、検察庁法改定案の今国会成立を断念しました。これは、民主主義の底力を示した重要な一歩です。

検察庁法改定案は、検察の政治的独立性、中立性を侵し、三権分立を踏みにじるものであり、断じて許されません。国民世論は沸騰し、ツイッターでの抗議の声は数百万を超える巨大なうねりとなりました。多数の弁護士、元検事総長など検察OB、特捜OBの方々も良識の意見を表明されました。これらの力が政治を動かしたのです。

総理は、批判にしっかりと応えていくことが大切だと述べました。ならば、単なる先送りであってはなりません。内閣の一存で、検察幹部の定年、役職定年の延長を可能とする特例部分の撤回、そして黒川弘務東京高検検事長の定年延長の撤回を強く求めるものです。

まず、新型コロナウイルス感染拡大による観光業への影響について、大臣に伺います。

政府が呼びかけた外出自粛の影響から、多くの旅館や温泉施設、お土産物屋さんなど、多くの事業者が経営の危機に立たされています。大臣は、反転攻勢に向けて準備のときと言われますが、準備しているうちに潰れてしまうというのが現場の声です。大臣は、この声をどう受け止めますか。

インバウンド観光客の落ち込みは大変な規模になっています。私は、各地の温泉街の方々から、インバウンドだけを当てにするのは危険、もともと国内旅行に目を向けるべきだとの声をお聞きしてきました。大臣、インバウンド頼みの観光政策は転換すべきではありませんか。

新型コロナウイルス感染拡大の下、リニア中央新幹線の建設をこのまま続けていいのかが問われ

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ています。JR東海は、リニア中央新幹線の建設について、東海道新幹線が収益を上げる中で建設費用を賄うと想定してきました。しかし、政府が行った外出自粛の影響を受け、東海道新幹線を始め鉄道利用者は大きく減少しています。しかも、政府自身が長期戦を覚悟しなければなりませんと言っているのとおり、影響は長引くことになりま

す。新型コロナウイルス感染拡大の下でリニア建設をそのまま進めるのは無謀ではありませんか。

政府が国家的プロジェクトと位置付けているリニア新幹線には、既に鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて三兆円もの財政投融资資金が投入されています。新型コロナウイルスの影響は、その返済計画を根底から揺るがすものです。リニア建設はきっぱりと断念すべきです。そんなお金があるなら地域公共交通の充実に予算を充てるべきと考えますが、大臣の認識を伺います。

以下、法案について質問いたします。

地域鉄道や路線バスの廃止、縮小が相次ぎ、地域住民の生活と地域経済基盤を支える地域公共交通の衰退は深刻な状況にあります。国、自治体が住民の移動する権利を保障する観点から、地域公共交通の活性化、再生は待ったなしの課題です。

一方、地域公共交通の衰退は、地域住民の足となるべき鉄道やバス、タクシー事業に、もうけ優先の市場競争原理である規制緩和路線を持ち込むことによって加速されました。地域住民の移動を支えてきた路線バスはこの十年間で約一万三千キロが廃止され、地域鉄道は二〇〇〇年以降、全国で約八百九十五キロ、四十一路線が廃止されました。バスも鉄道もないいわゆる公共交通空白地は日本全体の三割にも及びます。大臣は、今日の地域公共交通衰退の要因に国が進めてきた規制緩和路線があるとの認識はありますか。答弁を求めま

す。

現状では、バス路線の廃止は、六か月前に届け出ればそのまま廃止してしまうことになってい

が困難と見込まれる段階で地方公共団体が関係者と協議してサービス継続のための実施方針を作成し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する地域旅客運送サービス継続事業を創設するとしています。

また、乗合バスの新規参入による過当競争に対しても、現状は野方図に許可されているものの、本法案では、申請があれば国は地方公共団体に通知をし、通知を受けた地方公共団体は地域の協議会で議論した上で国に意見を提出することとなっています。

大臣、乗合バスの廃止や新規参入に対して地方自治体の関与を強めている理由は何ですか。また、バス事業者間の共同経営などについて独禁法の適用除外とした理由は何か。これらの措置は規制緩和による地域公共交通のひずみを修正せざるを得なくなったからだと思いますけれども、大臣の答弁を求めます。

自家用有償旅客運送についてお聞きいたします。

自家用有償旅客運送は、バスやタクシーなどの公共交通がない地域で住民の移動を確保することを目的に、二〇〇六年の改正道路運送法によって例外的、限定的に導入されたものです。その際、この制度が第二種免許を持たない者が自家用車を使い料金を取って旅客を運ぶいわゆる白タク行為に当たることから、旅客対象や運送地域について厳しい制限が設けられたという経緯があります。

白タク行為は法律上禁止された行為であり、だからこそ、自家用有償旅客運送はその対象を一部の市町村の区域内の住民に限定しているのです。

ところが、本法案は、観光客その他の当該地域を来訪する者として、事実上、限定をなくすこととなります。なぜ限定をなくすのですか。法案は白タク行為を拡大することになるのではありま

せんか。

います。しかし、現行法の下でも既に八割以上の市町村が、事業者に委託して自家用有償旅客運送を行っています。現行法で可能な事業者への委託をなぜ法定する必要があるのですか。

法案は、際限のない白タク行為の拡大に道を開くものであり、ライドシェア解禁の突破口になりかねないとの危惧が広がっています。昨年三月七日の未来投資会議で竹中平蔵氏は、金丸議員のペーパーで自家用有償旅客運送制度を改善する提言がなされているけれども、これは突破口として非常に重要なポイントになると思うと発言をされています。

政府は、ライドシェアとは自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としていると矮小化をし、自家用有償旅客運送とは違うとあえて区別しています。しかし、第二種免許を持たない者が料金を取って旅客を運送するという点で、自家用有償旅客運送もライドシェアと同じ性質を有するものであり、ライドシェア解禁の突破口になるのではありませんか。大臣の答弁を求め

ます。

地域公共交通は、誰もが行きたい場所に自由に移動できるよう、移動の権利が確保されることが必要ではないでしょうか。大臣は、移動の権利を交通政策基本法に明記すべきとの認識はありますか。

新型コロナウイルス感染拡大という経験を、今多くの方が日本社会の矛盾が一気に噴き出していると感じておられるのではないのでしょうか。医療体制の脆弱さ、不安定雇用の拡大、高過ぎる学費、災害発生に対する不安など、多くの皆さんが今、日本が乗り越えるべき課題を認識されていると思います。ポストコロナの新しい社会を共に切り開く決意を申し上げ、質問を終わります。

(拍手)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 武田良介議員にお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの観光業への影響についてお尋ねがございました。

観光関連産業は、新型コロナウイルス感染症発生直後より大変深刻なダメージを受けております。このため、全国の観光関連事業者の方々から直接御要望を伺い、感染症の早期収束、事業継続のための資金繰りと雇用の確保の支援、そして状況が落ち着いた後の強力な需要喚起策の実施、以上三本柱の支援策を実施しているところでございます。

中でも、事業の継続と雇用の維持につきましては、持続化給付金の支給や実質無利子、無担保融資の制度拡充等による支援、また雇用調整助成金の助成率の引上げ等の支援策の大幅な拡充、そして先日五月十一日にはNHK受信料の免除も実現したところでございます。

さらに、観光需要の喚起事業としてゴー・ツー・トラベル事業を補正予算に盛り込んでおります。観光関連事業者の方々からは本事業に対して大変大きな期待を寄せられており、感染症の状況が落ち着き次第本事業を開始するべく、今から粛々と実施準備を進めているところでございます。

インバウンド政策についてお尋ねがございました。自公政権発足後七年間で、訪日外国人旅行者数は八百三十八万人から三千百八十八万人と約四倍の成長を遂げておりますが、日本人国内旅行は依然として観光消費額の約八割を占め、観光政策の重要な柱となっております。インバウンド頼みの観光政策との御指摘は当たりません。今後、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着き次第、国内旅行とインバウンドの両輪により、観光立国を実現してまいります。

リニア中央新幹線と地域公共交通についてお尋ねがございました。

リニア中央新幹線の建設主体であるJR東海においては、新型コロナウイルス感染症の拡大によ

り利用者が大幅に減少するなどの影響が出ているところでありますが、引き続き、リニア中央新幹線の建設を進めていく考えであると承知をしており、国土交通省といたしまして、JR東海において着実に整備を進めていただきたいと考えております。

なお、鉄道・運輸機構を通じた三兆円の貸付けは、償還の見込まれる財政投融资資金を活用したものであり、地域公共交通の支援に充てている一般会計の支出とは全く異なるものでございます。

地域公共交通については、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっていくことから、そのために必要な予算の確保に努めてまいります。

規制緩和に対する認識についてお尋ねがございました。

特に、地方部の公共交通事業では採算性の安定的な確保等が難しくなっており、路線の廃止等も生じておりますが、これは、一義的に人口減少の本格化に伴う需要の縮小や運転者不足の深刻化等によるものと考えております。

乗合バスの参入、廃止に対する地方公共団体の関与についてお尋ねがございました。

地域における移動ニーズにきめ細やかに対応できる立場にある地方公共団体が、地域の交通をめぐり最新の動向を常に把握し、その将来の在り方を関係者とともに適切に検討することが重要と考えております。

このため、本法案においては、乗合バスの新規参入等について国が通知する制度を設けるとともに、維持が困難となった場合には、廃止の届出が行われる前の段階で代替するサービスについて協議できる制度を盛り込んでいます。

バス事業者間の共同事業などを独禁法の適用除外とする理由についてお尋ねがございました。

地方都市などのバス交通におきましては、地域内の事業者同士の連携によりサービスの改善などが期待できることから、そのような取組について

独占禁止法の規制を適用除外とする特例を設けることにより、将来にわたりバスを中心とする地域公共交通のサービスの維持を図ることとするものであります。

自家用有償旅客運送制度の輸送対象の拡大、白タク行為との関係、事業者協力型を法定する必要性、並びにライドシェアとの関係についてお尋ねがございました。

本法案では、公共交通のみでは観光客の移動ニーズに対応することが困難になってきている地域の自治体等から御要望が寄せられること等を踏まえ、自家用有償旅客運送の輸送対象を観光旅客その他の当該地域を来訪する者にも広げるものでございます。

この措置は、市町村等が運送責任を担う自家用有償旅客運送制度の枠組みの中で実施するものであり、白タク行為とは異なるものであります。

また、本法案では、事業者協力型自家用有償旅客運送制度導入のためのインセンティブとして、通常の登録では有効期間が二年であるところ、本制度については五年に延長することとし、当該制度を法定するものでございます。

自家用有償旅客運送は、市町村等が道路運送法による登録を受け、運行管理等の措置や事故の際の賠償等を行う体制を整備し、利用者の安全、安心を確保することとしているものであり、いわゆるライドシェアとは全く異なるものであると申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。(拍手、発言する者あり)

○議長(山東昭子君) 御静粛に、協議をいたします。

(国務大臣赤羽一嘉君登壇、拍手)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 大変失礼をいたしました。

移動の権利の交通政策基本法への明記についてお尋ねがございました。

いわゆる移動権を法律上規定することにつきましては、

しては、平成二十五年に交通政策基本法が制定された際、関係審議会において議論が行われ、実定法上の権利として規定できるだけの国民のコンセンサスを得られているとは言えないとして、移動権を法定化することは時期尚早とされたところでございます。こうした状況は、現在においてもなお変わっていないと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田名部匡代さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(田名部匡代君登壇、拍手)

○田名部匡代君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、安全、円滑な道路交通の確保及び道路の効果的利用の推進を図るための大型車両の通行に係る手続の合理化、特定車両停留施設及び自動運行補助施設の道路の附属物への追加、歩行者利便増進道路の指定制度の創設等のほか、頻発する自然災害への対応強化のための、地方管理道路の災害復旧等の国土交通大臣による権限代行制度の拡充の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特殊車両通行制度の見直しの意義、特定車両停留施設の整備の在り方、歩行者利便増進道路による取組及び無電柱化の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

令和二年五月二十日 参議院會議録第十八号

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して武田良介理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第二 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長水落敏栄さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(水落敏栄君登壇、拍手)

○水落敏栄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行が地域において提供する基盤的なサービスの重要性に鑑み、将来にわたって当該サービスの維持を図り、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資するため、これらの事業

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案

者に係る合併その他の行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、競争政策の在り方と特例を必要とする理由、合併等及び共同経営の認可の基準、基盤的なサービスを維持するための特定地域基盤企業への支援の在り方、特例期間経過後の本法律案の取扱ひ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

音喜多 駿君 梅村みずほ君
安江 伸夫君 高木かおり君
柳ヶ瀬裕文君 下野 六太君
石井 苗子君 片山 大介君
竹内 真二君 浅田 均君
清水 貴之君 梅村 聡君

三浦 信祐君	東 徹君	藤井 基之君	二之湯 智君
石井 章君	柴田 巧君	石井 準一君	松村 祥史君
熊野 正士君	鈴木 宗男君	中川 雅治君	宮沢 洋一君
松沢 成文君	室井 邦彦君	山谷えり子君	松山 政司君
新妻 秀規君	片山虎之助君	野上浩太郎君	世耕 弘成君
横山 信一君	河野 義博君	岡田 直樹君	金子原二郎君
今井絵理子君	高橋 光男君	有村 治子君	宮島 喜文君
進藤金日子君	和田 政宗君	寺田 静君	高橋はるみ君
塩田 博昭君	中西 哲君	上田 清司君	平山佐知子君
高瀬 弘美君	徳茂 雅之君	三浦 靖君	岩本 剛人君
こやり隆史君	伊藤 孝江君	加田 裕之君	青山 繁晴君
里見 隆治君	堂故 茂君	足立 敏之君	山田 宏君
宮崎 勝君	杉 久武君	舞立 昇治君	三木 亨君
矢倉 克夫君	滝波 宏文君	三宅 伸吾君	森屋 宏君
若松 謙維君	竹谷とし子君	島村 大君	酒井 庸行君
秋野 公造君	高階恵美子君	上月 良祐君	古賀友一郎君
平木 大作君	石川 博崇君	江島 潔君	赤池 誠章君
山本 博司君	宇都 隆史君	中西 健治君	石井 正弘君
谷合 正明君	西田 実仁君	山田 俊男君	丸川 珠代君
山口那津男君	浜田 昌良君	古川 俊治君	佐藤 正久君
長谷川 岳君	山本 香苗君	末松 信介君	西田 昌司君
青木 一彦君	上野 通子君	牧野たかお君	水落 敏栄君
森 まさこ君	衛藤 晟一君	山本 順三君	松下 新平君
橋本 聖子君	自見はなこ君	関口 昌一君	岡田 広君
藤木 眞也君	宮本 周司君	鶴保 庸介君	武見 敬三君
宮崎 雅夫君	本田 顕子君	林 芳正君	高良 鉄美君
松川 るい君	元榮太一郎君	嘉田由紀子君	安達 澄君
山田 太郎君	小野田紀美君	伊波 洋一君	河井あんり君
小川 克巳君	朝日健太郎君	長峯 誠君	そのだ修光君
豊田 俊郎君	堀井 巖君	高橋 克法君	吉川ゆうみ君
羽生田 俊君	堀井 巖君	熊谷 裕人君	山田 修路君
滝沢 求君	佐藤 啓君	太田 房江君	熊谷 裕人君
高野光二郎君	三原じゅん子君	古賀 之士君	石田 昌宏君
中西 祐介君	馬場 成志君	大野 泰正君	石橋 通宏君
渡辺 猛之君	磯崎 仁彦君	徳永 エリ君	佐藤 信秋君
岩井 茂樹君	大家 敏志君	藤末 健三君	難波 獎二君
石井 浩郎君	野村 哲郎君		
藤川 政人君			

斎藤 嘉隆君	猪口 邦子君
福岡 資麿君	片山さつき君
青木 愛君	芝 博一君
尾辻 秀久君	中曽根弘文君
蓮 舫君	福山 哲郎君
福島みずほ君	郡司 彰君
鉢呂 吉雄君	長浜 博行君
大塚 耕平君	浜田 聡君
小沼 巧君	須藤 元氣君
田島麻衣子君	岸 真紀子君
石垣のりこ君	横沢 高德君
石川 大我君	打越さく良君
勝部 賢志君	芳賀 道也君
伊藤 孝恵君	矢田わか子君
杉尾 秀哉君	磯崎 哲史君
浜野 喜史君	吉田 忠智君
江崎 孝君	有田 芳生君
野田 国義君	田名部匡代君
川合 孝典君	森本 真治君
牧山ひろえ君	水岡 俊一君
舟山 康江君	白 眞敷君
那谷屋正義君	足立 信也君
森 ゆうこ君	小林 正夫君
羽田雄一郎君	増子 輝彦君
樺葉賀津也君	櫻井 充君
柳田 稔君	塩村あやか君
伊藤 岳君	田村 まみ君
武田 良介君	岩渕 友君
吉良よし子君	山添 拓君
森屋 隆君	大門実紀史君
田村 智子君	浜口 誠君
木戸口英司君	紙 智子君
倉林 明子君	真山 勇一君
小西 洋之君	山下 芳生君
井上 哲士君	吉川 沙織君
川田 龍平君	市田 忠義君
小池 晃君	木村 英子君
船後 靖彦君	

國務大臣	国土交通大臣、赤羽 一嘉君
副大臣	国土交通副大臣、御法川信英君
議長の報告事項	去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
財務委員	末松 信介君 補欠 小野田紀美君
財政金融委員	中西 哲君 補欠 森 まさこ君
国土交通委員	小野田紀美君 補欠 末松 信介君
予算委員	森 まさこ君 補欠 中西 哲君
決算委員	倉林 明子君 補欠 山添 拓君
議院運営委員	山本 博司君 補欠 安江 伸夫君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
地方創生及び消費者問題に関する特別委員	山添 拓君 補欠 倉林 明子君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	
議院運営委員会	理事 倉林 明子君 (倉林明子君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案(尾辻かな子君外十名提出)(衆第一五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

森林組合法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

令和二年四月二十七日の参議院本会議における安倍晋三内閣総理大臣の答弁に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)(第一一五号)

学校・教育機関の再開に伴う新型コロナウイルス感染症の感染拡大の阻止に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一一六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員鈴木宗男君提出令和二年四月二十七日の参議院本会議における安倍晋三内閣総理大臣の答弁に関する質問に対する答弁書(第一〇六号)

参議院議員牧山ひろえ君提出医療崩壊を阻止するための人的医療提供体制に関する質問に対する答弁書(第一〇七号)

参議院議員牧山ひろえ君提出医療崩壊を阻止するための設備面での医療提供体制に関する質問に対する答弁書(第一〇八号)

参議院議員牧山ひろえ君提出個人向け防護具の適切な供給の実現に関する質問に対する答弁書(第一〇九号)

参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルスの軽症者及び無症状感染者向けの対応に関する質問に対する答弁書(第一一〇号)	
参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルス感染症に起因する偏見と差別に関する質問に対する答弁書(第一一一号)	
参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルス関連の経済対策(雇用調整助成金等)に関する質問に対する答弁書(第一一二号)	
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律	
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律	
一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	石井 準一君 補欠 松川 るい君
岡田 直樹君 補欠 高橋 克法君	
国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの	
国会法第四十一條第三項の規定によるもの	
外交防衛委員	松川 るい君 補欠 石井 準一君
農林水産委員	宮崎 雅夫君 補欠 末松 信介君
国土交通委員	末松 信介君 補欠 宮崎 雅夫君
予算委員	高橋 克法君 補欠 岡田 直樹君
山添 拓君 補欠 武田 良介君	

決算委員

辞任

安江 伸夫君

補欠

山本 博司君

柴田 巧君

梅村みずほ君

岩淵 友君

紙 智子君

武田 良介君

山添 拓君

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高橋 克法君

補欠

中西 哲君

松川 るい君

小野田紀美君

総務委員

辞任

三浦 靖君

補欠

末松 信介君

法務委員

辞任

小野田紀美君

補欠

石井 準一君

外交防衛委員

辞任

石井 準一君

補欠

松川 るい君

農林水産委員

辞任

末松 信介君

補欠

宮崎 雅夫君

国土交通委員

辞任

宮崎 雅夫君

補欠

三浦 靖君

予算委員

辞任

中西 哲君

補欠

高橋 克法君

武田 良介君

山添 拓君

決算委員

辞任

梅村みずほ君

補欠

柴田 巧君

紙 智子君

岩淵 友君

山添 拓君

武田 良介君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源エネルギーに関する調査会委員

辞任

補欠

高階恵美子君

堀井 巖君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー及びルクセンブルクとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

同日委員長から次の報告書が提出された。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)審査報告書

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案(閣法第三一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

新型コロナウイルスが出入国管理行政及び「収容・送還に関する専門部会」に与える影響に関する質問主意書(打越さく良君提出(第一一七号))

文部科学省の「学びの保障」の通知に関する質問主意書(ながえ孝子君提出(第一一八号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡君提出一九六五年十二月五日に発生した沖縄近海における米国の水爆水没事故に関する質問に対する答弁書(第一一三三号)

参議院議員ながえ孝子君提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対する答弁書(第一一四号)

同日議長は、元議長倉田寛之君に対しさきに議決した弔詞をささげた。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用の推進を図るため、大型車両の通行に係る手続の合理化、特定車両停留施設及び自動運行補助施設の道路の附属物への追加、歩行者利便増進道路の指定制度の創設等の措置を講ずることに、頻発する自然災害への対応を強化するため、地方公共団体が管理する道路の災害復旧等の国土交通大臣による権限代行制度の拡充の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法律案施行のため、令和二年度一般会計予算において、道路整備に係る経費約二兆四百七十二億円、社会資本整備総合交付金約七千二百七十七億円及び防災・安全社会資本整備交付金約七千八百四十七億円の中に所要の経費が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 人手不足で厳しい対応が求められている物流業界の生産性向上のため、新たな特殊車両の通行制度を創設するに当たっては、事業者が利用しやすく障害にも強いシステムを構築することにも、可能な限り速やかな施行に努めること。

また、新たな制度が施行されるまでの間、現行の通行許可制度における審査の迅速化を引き続き進めること。

二 新たな特殊車両の通行制度の利用はETC2.0の搭載を要件とすることから、ETC2.0の普及に向けた支援など必要な措置を講ずること。また、ETC2.0を通じて把握した通行情報や重量計の計測記録等を活用し、過

積載等の違反防止のための措置を適確に講ずるとともに、効果的な道路の維持管理や渋滞対策を推進すること。さらに、車載型重量計の国内での実用化及び普及促進に向けて、事業者に対する助成措置など必要な支援について検討を進めること。

三 物流の効率化、生産性向上、安全性確保等に資するため、特定車両停留施設として、ダブル連結トラックの荷台付け替え等のための中継地点や隊列走行トラックの隊列形成・分離スペースのほか、事業者の幅広いニーズに柔軟に対応した物流拠点の整備を推進すること。また、整備に当たっては、周辺の交通への影響を十分に考慮するとともに、施設利用者の利便性が確保されるよう必要な措置を講ずること。

四 交通結節拠点となる特定車両停留施設について、道の駅と同様に災害時には防災拠点として機能するよう必要な措置を講ずるとともに、パースロケーションシステムによる情報提供、バリアフリー化、Maasなど新たなモビリティ・サービスへの対応等、利用者に対し利便性の高いサービスを提供するものとして整備を進めること。

五 障害者に対する理解が不足している状況の中、心のバリアフリーの重要性が高まっていることに鑑み、特定車両停留施設において自動車駐車場等運営権を設定する場合であっても、民間事業者である自動車駐車場等運営権者が障害者への理解を深め、合理的配慮を推進する体制が整備されるよう必要な措置を講ずること。

六 歩行者中心の道路空間となる歩行者利便増進道路では、民間の創意工夫を引き出せるよう柔軟な運用を行うとともに、まちづくりを担う地方公共団体、地域の民間事業者等との連携を図りつつ、地方創生にも資する賑わいのある道路空間の構築に向けた必要な措置を講ずること。

七 自動運行補助施設について、自動運転技術に

係る国際基準との調和が図られたものとなるよう基準の整備等必要な措置を講ずるとともに、今後の自動運転技術の急速な進化に対応できるよう、自動運転車両専用の走行空間の確保を始めた自動運転社会における道路空間の在り方について引き続き検討を進めること。

八 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地方で公共交通事業の縮小やサービス水準の低下が懸念されていることに鑑み、道の駅を活用した中山間地域における移動支援サービスについては、高齢者など利用者の確実な地域の移動手段となるよう必要な措置を講ずること。

九 災害に強い道路を構築するため、地方公共団体における道路の維持・修繕を担う技術者の確保及び育成への支援に努めること。また、災害に対する即応力を高めるため、地方公共団体や復旧作業を行う建設業者との連携を一層推進するとともに、国の体制の充実を図ること。

右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和二年五月十二日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

道路法等の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律

(道路法の一部改正)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二」を「第五節」に、「第五節」を「第六節」に、「第六節」を「第七節」に、「第六節の二」を「第八節」に、「第七節 利便施設協定(第四十八条の二十一―第四十八条の二十二)」を

令和二年五月二十日 参議院会議録第十八号

道路法等の一部を改正する法律案

「第九節 歩行者利便増進道路(第四十八条の三―第十一節 利便施設協定(第四十八条の三十三―第四十八条の三十九)」に、「第八節」

「第四十八条の二十九」に、「第八節」

「第四十八条の四十五」に、「第八節」

「第二十二項第一号中「さく」を「柵」に、「駒止」を「駒止め」に改め、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 特定車両停留施設(旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両(以下「特定車両」という。)を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。)

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自動運行補助施設(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他のこれに類するものをいう。以下同じ。)

下)に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

第二条第三項中「(昭和二十六年法律第八十五号)」を削る。

第十七条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理(高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。)を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道 維持(道路の啓開のために行うものに限る。)

二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

第二十四条中「若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に改める。

第二十四条の二第一項中「第三項」の下に「(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)」を、「(第四十八条の七第一項)の下に、「(第四十八条の三十五第一項)を加える。

第二十七條第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第七項の規定により指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは都道府県道若しくは市町村道の災害復旧に関する工事を行う場合」を加える。

第三十二条第一項第三号中「軌道」の下に

「自動運行補助施設」を加え、同項第七号中「を除く外」を「のほか」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第三十三条第二項中「次に掲げる工作物」の下に、「物件」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第四十八條の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路第四十八條の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八條の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八條の二十四第一項並びに第四十八條の二十七第二項第二号において同じ。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）

第三十三条第二項に次の一号を加える。

五 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなけ

ればならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 第二項の規定による許可（同項第三号に係るものに限る。）に係る前条第二項及び第八十七條第一項の規定の適用については、前条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、次条第二項第三号の措置を記載した書面を添付して」と、第八十七條第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第四十五條の次に次の一条を加える。

（自動運行補助施設の性能の基準等）
第四十五條の二 道路の附属物である自動運行補助施設の性能の基準その他自動運行補助施設に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 道路管理者は、道路の附属物である自動運行補助施設を設置した場合においては、当該自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した道路の場所その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。公示した事項を変更した場合においても、同様とする。

第三章第八節中第四十八條の二十八を第四十八條の五十一とする。

第四十八條の二十七中「第四十八條の二十四各号」を「第四十八條の四十七各号」に改め、同条を第四十八條の五十一とし、第四十八條の二十六を第四十八條の四十九とし、第四十八條の二十三から第四十八條の二十五までを二十三條ずつ繰り下げる。

第三章第八節を同章第十三節とする。
第三章第七節中第四十八條の二十二を第四十

八條の三十九とし、第四十八條の二十一を第四十八條の三十八とする。

第四十八條の二十第一項中「第四十八條の三十九」を「第四十八條の三十九」に改め、同条を第四十八條の三十七とする。

第三章第七節を同章第十一節とし、同節の次に次の一節を加える。

第十二節 自動車駐車場等運営事業
（自動車駐車場等運営事業に関する料金の徴収の特例）
第四十八條の四十 道路管理者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第十九條第一項の規定により自動車駐車場等運営権（自動車駐車場等運営事業、自動車駐車場等の運営等（民間資金法第二條第六項に規定する運営等という。）以下この項において同じ。）であつて、当該自動車駐車場等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第二條第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を設定する場合には、第二十四條の二第一項及び第四十八條の三十五第一項の規定にかかわらず、当該自動車駐車場等運営権を有する者（以下「自動車駐車場等運営権者」という。）に当該自動車駐車場等運営事業に係る利用料金を自らの収入として收受させるものとする。

2 第二十四條の二第二項及び第三項の規定は道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に係る前項の利用料金について、第四十八條の三十五第二項及び第三項の規定は特定車両停留施設に係る前項の利用料金について、それぞれ準用する。この場合において、第二十四條の二第三項（第四十八條の三十五

第三項において準用する場合を含む。）中「道路管理者」とあるのは、「第四十八條の四十第一項に規定する自動車駐車場等運営権者」と読み替えるものとする。

（民間資金法の特例）

第四十八條の四十一 道路管理者が民間資金法第五條第一項の規定により自動車駐車場等運営事業（特定車両停留施設に係るものに限る。）に係る実施方針を定める場合における民間資金法第十七條の規定の適用については、同条第二号中「内容」とあるのは、「内容（災害時における緊急輸送の確保その他交通の機能の維持に関し必要な措置を含む。）とする。」とする。

2 道路管理者が民間資金法第二十二條第一項の規定により自動車駐車場等運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「方法」とあるのは「方法（災害時における緊急輸送の確保その他交通の機能の維持に関し必要な措置を含む。）と、同項第三号中「公共施設等の利用に係る約款を定める場合」には、その決定手続及び公表方法」とあるのは「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」とする。

（利用料金の変更命令及び公示）

第四十八條の四十二 自動車駐車場等運営権を設定した道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）は、自動車駐車場等運営権者から民間資金法第二十三條第二項の規定により届け出られた利用料金が第四十八條の四十第二項において準用する第二十四條の二第二項又は第四十八條の三十五第二項の規定に違反すると認めるときは、自動車駐車場等運営権者に対し、期限を定めて、その利用料金を変更すべきことを命ずることができる。

2 特定道路管理者は、自動車駐車場等運営権者から民間資金法第二十三條第二項の規定による届出を受けたときは、前項に規定する場

合を除き、当該届出の内容を条例(国道にあつては、国土交通省令)で定める方法により公示しなければならない。

(国土交通大臣への通知)

第四十八条の四十三 指定区間外の国道の道路管理者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

一 民間資金法第八條第一項の規定により自動車駐車場等運営事業を実施する民間事業者を選定したとき。

二 自動車駐車場等運営事業に係る民間資金法第二十六條第二項の許可をしたとき。

三 民間資金法第二十九條第一項の規定により自動車駐車場等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたとき。

四 公共施設等運営権の存続期間の満了に伴い、又は民間資金法第二十九條第四項の規定により自動車駐車場等運営権が消滅したとき。

(自動車駐車場等運営権を設定した場合における読替え)

第四十八条の四十四 特定道路管理者が民間資金法第十九條第一項の規定により自動車駐車場等運営権を設定した場合における第二十四條の三及び第四十八條の三十六の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは「事項(同項に規定する利用料金に関する事項を除く。)」と、第二十四條の三中「前条第一項の規定により駐車料金を徴収する」とあり、及び第四十八條の三十六中「前条第一項の規定により停留料金を徴収する」とあるのは「第四十八條の四十第一項の規定により利用料金を収受させる」と、第二十四條の三の見出し中「駐車料金等」とあるのは「駐車することができ時間等」と、同条中「駐車料金、駐車する」とあるのは「駐車する」と、第四十八條の三十六の見出し中「停留料金等」とある

のは「停留することができ時間等」と、同条中「停留料金、停留する」とあるのは「停留する」とする。

(自動車駐車場等運営権者に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八條の四十五 自動車駐車場等運営権者がある道路の管理者は、その運営する自動車駐車場等について行う国土交通省令で定める行為についての第二十四條本文並びに第三十二條第一項及び第三十三條の規定の適用については、自動車駐車場等運営権者と特定道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

第四十八條の四十九 第一項中「又は災害復旧に関する工事」を削り、「次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理」を「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で次の各号のいずれかに該当するものの維持(道路の啓開のために行うものに限る。)」に、「及び」を「並びに」に改め、「第三項まで」の下に「及び第七項」を加え、同項各号を次のように改める。

一 重要物流道路

二 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの

第四十八條の四十九 第二項中「又は災害復旧に関する工事」を削る。

第三章第六節の二を同章第八節とし、同節の次に次の二節を加える。

第九節 歩行者利便増進道路

(歩行者利便増進道路の指定)

第四十八條の二十 道路管理者は、道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地

利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、その管理する道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この条において同じ。)のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定め、歩行者利便増進道路として指定することができる。

2 道路管理者(市町村である道路管理者を除く。)

は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該市町村の区域内に存する都道府県が管理する道路であつて、当該指定をしようとする道路と歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る上で密接な関連を有するものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として併せて指定することができる。

4 指定市以外の市町村は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路を管理する都道府県に協議し、その同意を得なければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

(歩行者利便増進道路の構造の基準)

第四十八條の二十一 歩行者利便増進道路に係る第三十條第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定めなければならない。

(歩行者利便増進道路の管理の特例)

第四十八條の二十二 第四十八條の二十第三項の規定により都道府県が管理する道路を歩行者利便増進道路として指定した指定市以外の市町村は、当該歩行者利便増進道路の改築、維持若しくは修繕又は当該歩行者利便増進道路に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保するための歩道の拡幅その他の歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(第十七條第一項から第四項までの規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。以下この条において「歩行者利便増進改築等」という。)を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二條ただし書、第十三條第一項、第十五條並びに第八十五條第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

2 指定市以外の市町村は、前項の規定により歩行者利便増進改築等を行うとき、及び当該歩行者利便増進改築等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定により歩行者利便増進改築等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の場合におけるこの法律の規定の適

用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針)

第四十八条の二十三 道路管理者は、利便増進

誘導区域において第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、道路占有者の公平な選定を図るとともに、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等(以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。)について、道路の占用及び公募の実施に関する指針(以下「公募占用指針」という。)を定めることができる。

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公募対象歩行者利便増進施設等の種類

二 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の場所

三 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の開始の時期

四 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるもの

五 第四十八条の二十六第一項の規定による認定の有効期間

六 占用予定者(公募対象歩行者利便増進施設等に係る第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。)を選定するための評価の基準

七 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが歩行者利便増進道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めないものとする。

4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5 道路管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該公募占用指針に係る歩行者利便増進道路の存する市町村を統括する市町村長(当該歩行者利便増進道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村を統括する市町村長を除く。)及び学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 道路管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(歩行者利便増進計画の提出)

第四十八条の二十四 歩行者利便増進道路に公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用に関する計画(以下「歩行者利便増進計画」という。)を作成し、第四十八条の二十六第一項の規定によるその歩行者利便増進計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。

2 歩行者利便増進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三十二条第二号各号に掲げる事項

二 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずるもの

三 その他国土交通省令で定める事項

3 歩行者利便増進計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

(占用予定者の選定)

第四十八条の二十五 道路管理者は、前条第一項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該歩行者利便増進計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。

二 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が第三十二条第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかでないこと。

四 当該歩行者利便増進計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。

2 道路管理者は、前項の規定により審査した結果、歩行者利便増進計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第四十八条の二十三第二項第六号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての歩行者利便増進計画について評価を行うものとする。

3 道路管理者は、前項の評価を行おうとする場合において、当該評価に係る歩行者利便増進計画に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該歩行者利便増進計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の評価に従い、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。

5 道路管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 道路管理者は、第四項の規定により占用予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(歩行者利便増進計画の認定)

第四十八条の二十六 道路管理者は、前条第六項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

(歩行者利便増進計画の変更等)

第四十八条の二十七 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の変更の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一 変更後の歩行者利便増進計画が第四十八条の二十五第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 当該歩行者利便増進計画の変更をするこ

とについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。

5 道路管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 道路管理者は、第四項の規定により占用予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(歩行者利便増進計画の認定)

第四十八条の二十六 道路管理者は、前条第六項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

(歩行者利便増進計画の変更等)

第四十八条の二十七 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の変更の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一 変更後の歩行者利便増進計画が第四十八条の二十五第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 当該歩行者利便増進計画の変更をするこ

とについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。
(公募を行った場合における道路の占用の許可)

第四十八条の二十八 認定計画提出者は、第四十八条の二十六第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第四項及び次条において「計画の認定」という。)を受けた歩行者利便増進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次項及び次条第二号において「認定歩行者利便増進計画」という。)に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならない。

2 道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、第四十八条の二十四第二項第二号の措置を記載した書面を添付して」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第四十八条の二十六第一項の道路の場所については、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。

(地位の承継)
第四十八条の二十九 次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。
一 認定計画提出者の一般承継人

二 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者
第十節 特定車両停留施設
(車両の種類の指定)
第四十八条の三十 道路管理者は、まだ供用の開始がない特定車両停留施設について、国土交通省令で定めるところにより、特定車両のうち、当該特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定するものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
(特定車両停留施設の構造等)
第四十八条の三十一 特定車両停留施設の構造及び設備の技術的基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

(車両の停留の許可)
第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

(特定車両の停留の許可基準)
第四十八条の三十三 道路管理者は、前条第一項又は第三項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
一 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第四十八条の三十第一項の規定により指定した種類のものであること。

二 当該許可の申請に係る前条第二項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。
(利用の制限等の表示)
第四十八条の三十四 道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(特定車両停留施設の停留料金及び割増金)
第四十八条の三十五 道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令で定めるところにより、特定車両停留施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両を停留させる場合においては、この限りでない。

2 前項の停留料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。
一 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
二 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 特定車両停留施設を利用することができ、特定車両と同一の種類車両を同時に二

両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
3 第二十四条の二三第三項の規定は、第一項の停留料金を不法に免れた者について準用する。

(特定車両停留施設の停留料金等の公示)
第四十八条の三十六 道路管理者は、前条第一項の規定により停留料金を徴収する特定車両停留施設について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、停留料金、停留することができ時間その他特定車両停留施設の利用に関し必要な事項を公示しなければならない。

第三章第六節を同章第七節とする。
第四十八条の二三第三項中「(昭和二十六年法律第百八十三号)」を削り、「以下次条中」を「次条において」に改める。
第三章第五節を同章第六節とする。
第四十七条の八第一項第三号に次のように加える。

ホ 道路の附属物である自動車駐車場若しくは自転車駐車場又は特定車両停留施設(以下「自動車駐車場等」という。)と道路一体建物とが一体的な構造となる場合であつて、当該自動車駐車場等と連絡する通路その他の当該道路一体建物の部分を当該自動車駐車場等の多数の利用者が利用すると見込まれるときは、当該部分の整備及び管理に係る措置

第三章第四節の二を同章第五節とする。
第五十条第五項及び第五十一条第三項中「第四十八条の十九第一項」を「第十七条第七項又は第四十八条の十九第一項」に改める。
第六十四条第一項中「同条第三項」の下に「(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「連結料並びに」を「連結料、」

に改め、「負担金」の下に「第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金並びに自動車駐車場等運営権の設定の対価」を加える。

第七十三条第一項中「又は連結料」を「連結料又は停留料金」に改める。

第七十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 道路の附属物である自動運行補助施設の設置状況

第七十六条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、市町村である道路管理者から前項第三号に掲げる事項の報告を受けたときは、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

第九十五条の二第二項中「若しくは制限し」の下に「第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をし」を加え、「若しくは道路を」を「道路」に改め、「自動車駐車場」の下に「を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設を加える。

第九十七条第一項第一号中「第二十四条の二第一項及び第三項」の下に「第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。」を、「第四十七条の二第三項」の下に「第四十八条の三十五第一項」を加え、同項第三号中「第十七条第四項」の下に「第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第一項」を加える。

第九十九条中「第三十九条の五第一項」の下に「若しくは第四十八条の二十六第一項」を、「係る占用入札」の下に「若しくは公募(以下「占用入札等」という。))を加え、「当該占用入札」を「当該占用入札等」に改める。

第一百条中「占用入札」を「占用入札等」に改める。

第一百三三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定に違反して特定車両停留施設に車両を

停留させた者

第二条 道路法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の六」を「第四十七条の十六」に、「第四十七条の七」を「第四十七条の十七」に、「第十三節 道路協力団体(第四十八条の四十六―第四十八条の五十一)」を「第十三節 指定登録確認機関(第四十八条の四十六―第四十八条の五十九)」に改める。

第四十七条第一項中「以下本節及び第八章中」を「第四十七条の五第三号及び第四十七条の六第一項第一号を除き、以下この節及び第八章において」に改める。

第四十七条の二第二項中「次条第一項及び第七十二条の二第二項において」を「以下」に改める。

第四十七条の三第一項中「を特定」を「(第四十七条の十第三項の回答の内容に従った通行を除く。以下この項において同じ。)を特定」に改める。

第四十七条の十一を第四十七条の二十一とし、第四十七条の七から第四十七条の十までを十条ずつ繰り下げ、第三章第四節中第四十七条の六を第四十七条の十六とし、第四十七条の五を第四十七条の十五とする。

第四十七条の四第一項中「違反して」を「違反し、若しくは第四十七条の十第三項の回答の内容に従わないで」に改め、同条を第四十七条の十四とする。

第四十七条の三の次に次の十条を加える。

(限度超過車両の登録)
第四十七条の四 限度超過車両を通行させようとする者は、当該限度超過車両について、国土交通大臣の登録を受けることができる。
2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第一項の登録(第二項の登録の更新を含む。以下「登録」という。)を受けようとする者は、第四十八条の五十九第一項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(登録の申請)
第四十七条の五 登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 道路運送車両法による自動車登録番号
二 限度超過車両を通行させようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 車両(人が乗車しておらず、かつ、貨物が積載されていない状態におけるものをいふ。他の車両を牽引する場合にあつては当該牽引される車両を含む。次条第一項第一号において同じ。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径

四 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法

五 限度超過車両が貨物を積載する車両(以下「貨物積載車両」という。)である場合にあっては、積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法その他国土交通省令で定める事項

(登録の基準等)

第四十七条の六 国土交通大臣は、登録の申請に係る限度超過車両が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その登録をしなければならない。

一 車両の構造が国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合するものであること。
二 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 限度超過車両が貨物積載車両である場合にあっては、その積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
2 国土交通大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

(変更の届出等)
第四十七条の七 登録を受けた者は、第四十七条の五各号に掲げる事項(次項及び第四十七条の十三第一項第一号において「登録事項」という。)に変更があつたときは、第四十七条の十第一項の規定による求めをする時までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る登録事項が前条第一項各号の基準に適合しないと認める場合を除き、変更の登録をしなければならない。

(廃止の届出)
第四十七条の八 登録を受けた者は、登録を受けた限度超過車両(以下「登録車両」という。)の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当

該届出に係る登録は、その効力を失う。
(登録の取消し)

第四十七条の九 国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により登録を受けたとき。

二 第四十七条の六第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認められるとき。

三 第四十七条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
(登録車両の通行に関する確認等)

第四十七条の十 登録車両を通行させようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、当該登録車両を道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないように通行させることができる経路(以下「通行可能経路」という。)の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 道路運送車両法による自動車登録番号

二 出発地及び目的地

三 登録車両が貨物積載車両である場合にあっては、その積載する貨物の幅、重量、高さ及び長さ

3 第一項の規定による求めを受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、当該求めに係る通行可能経路の有無を判定し、その結果について回答をするものとする。この場合において、通行可能経路があるときは、併せて、その内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法について回答をするものとする。

4 前項の規定による判定は、判定基準(登録車両の通行が、当該登録車両に係る第四十七条の五第三号及び第二項第三号に掲げる事項並びに第一項の規定による求めに係る出発地

から目的地までの経路を構成することとなる道路の構造に関する情報に照らして、当該道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないものであるかどうかを判定するための基準として、国土交通省令で定めるところにより道路管理者が定めるものをいう。以下同じ。)に基づき、これを行うものとする。

5 第一項の規定による求めをしようとする者は、第四十八条の五十九第一項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

6 国土交通大臣は、第三項の回答をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該回答の内容を記載した書面を交付しなければならない。

7 前項の規定により書面の交付を受けた者は、当該回答に係る通行可能経路の通行中、当該書面を当該登録車両に備え付けていなければならない。

8 登録車両を第三項の回答の内容に従つて通行させるときは、第四十七条第二項及び第三項の規定は、当該登録車両について適用しない。

(判定基準等の提供等)

第四十七条の十一 国土交通大臣は、前条第三項に規定する判定をするため、あらかじめ、道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条及び次条第三項において同じ。)に協議し、その同意を得て、当該道路管理者の判定基準及び当該判定に係る道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの(以下「判定基準等」という。)の提供を受けることができる。

2 前項の同意をした道路管理者は、直ちに、その判定基準等を国土交通大臣に提供しなければならない。

3 前項の道路管理者は、同項の規定により提供した判定基準等に変更があつたときは、直

ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。

4 国土交通大臣は、前二項の規定によりその判定基準等を提供した道路の道路管理者から当該道路に係る前条第三項の回答に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(登録車両の通行の記録及び報告)

第四十七条の十二 登録車両を第四十七条の十第三項の回答の内容に従つて通行させる者は、当該登録車両ごとに、第四十七条の六第一項第二号及び第三号に規定する国土交通省令で定める基準に従つて、当該登録車両の通行経路及び当該登録車両に積載する貨物の重量を記録するとともに、当該通行に係る通行時間その他国土交通省令で定める事項を記録し、これらを保存しなければならない。

2 国土交通大臣は、第四十七条の四からこの条までの規定を施行するため必要限度において、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項の記録その他必要な事項についての報告を求めることができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、登録車両が通行した経路を構成する道路の道路管理者に対し、国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
(データベースの整備等)

第四十七条の十三 国土交通大臣は、第四十七条の十第三項の回答を迅速かつ適確に実施するため、次に掲げる情報を記録し、及び保存するデータベース(これらの情報の集合物であつて、特定の登録車両に係る通行可能経路の内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法を電子計算機を用いて容易に検索ができるように体系的に構成したもの)をいう。次項及び第四十八条の五十第一項第五号において同じ。)を整備することが

できる。

一 登録事項

二 判定基準等

三 第四十七条の十第三項の回答の実績その他国土交通省令で定める事項に関する情報

2 国土交通大臣は、前項のデータベースを整備した場合にあつては、当該データベースに記録された情報(判定基準その他国土交通省令で定めるものに限る。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第四十八条の十七第一項中「貨物を積載する車両(以下「及び」という。)を削る。

第三章第十三節中第四十八条の五十一を第四十八条の六十五とする。

第四十八条の五十二中「第四十八条の四十七各号」を「第四十八条の六十一各号」に改め、同条を第四十八条の六十四とし、第四十八条の四十九を第四十八条の六十三とし、第四十八条の四十六から第四十八条の四十八までを十四条ずつ繰り下げる。

第三章中第十三節を第十四節とし、第十二節の次に次の一節を加える。

第十三節 指定登録確認機関
(指定)

第四十八条の四十六 国土交通大臣は、道路の交通の適切な管理に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第四十八条の四十九に規定する業務(以下「道路交通管理業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定登録確認機関として指定することができる。

一 職員、道路交通管理業務の実施の方法その他の事項についての道路交通管理業務の実施に関する計画が、道路交通管理業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の道路交通管理業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。 三 道路交通管理業務以外の業務を行つてい る場合には、その業務を行うことによつて 道路交通管理業務の公正な実施に支障を及 ぼすおそれがないものであること。 四 前三号に定めるもののほか、道路交通管 理業務を公正かつ適確に行うことができる ものであること。	2 指定登録確認機関は、その名称若しくは住 所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業 務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務所 の所在地を変更しようとするときは、変更し ようとする日の二週間前までに、その旨を国 土交通大臣に届け出なければならない。 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出が あつたときは、その旨を公示しなければならない。	録及び同条第二項の規定による公表に関す る事務 2 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定 登録確認機関が行う前項第一号及び第二号の 事務を行わないものとし、この場合における 当該登録等事務の引継ぎその他の必要な事項 は、国土交通省令で定める。 3 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合 における第四十七条の四から第四十七条の八 まで及び第四十七条の十の規定の適用につい ては、これらの規定中「国土交通大臣」とある のは、「指定登録確認機関」とする。	土交通省令で定めるところにより、登録等事 務に関する事項で国土交通省令で定めるもの を記載した帳簿を備え付け、これを保存しな ければならない。 2 前項に定めるもののほか、指定登録確認機 関は、国土交通省令で定めるところにより、 登録等事務に関する書類で国土交通省令で定 めるものを保存しなければならない。 (監督命令) 第四十八条の五十四 国土交通大臣は、道路交 通管理業務の公正かつ適確な実施を確保する ため必要があると認めるときは、指定登録確 認機関に対し、道路交通管理業務に関し監督 上必要な命令をすることができ る。 (報告、検査等) 第四十八条の五十五 国土交通大臣は、道路交 通管理業務の公正かつ適確な実施を確保する ため必要があると認めるときは、指定登録確 認機関に対し道路交通管理業務に関し必要な 報告を求め、又はその職員に、指定登録確認 機関の事務所に立ち入り、道路交通管理業務 の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検 査させ、若しくは関係者に質問させることが できる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこ れを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯 罪捜査のために認められたものと解釈しては ならない。 (登録等事務の休廃止) 第四十八条の五十六 指定登録確認機関は、国 土交通大臣の許可を受けなければ、登録等事 務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止し てはならない。 2 国土交通大臣は、前項の許可をしたとき は、その旨を公示しなければならない。
2 前項の規定による指定は、道路交通管理業 務の範囲を定めて行うものとする。 (欠格条項) 第四十八条の四十七 国土交通大臣は、前条第 一項の申請をした者が次の各号のいずれかに 該当するときは、指定登録確認機関の指定を してはならない。 一 この法律の規定により罰金の刑に処せら れ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなつた日から起算して二年を経 過しない者であること。 二 第四十八条の五十七第一項又は第二項の 規定により指定登録確認機関の指定を取り 消され、その取消しの日から起算して二年 を経過しない者であること。 三 その役員のうちに、禁錮以上の刑に処せ られ、又はこの法律の規定により罰金の刑 に処せられ、その執行を終わり、又はその 執行を受けることがなくなつた日から起算 して二年を経過しない者があること。 (指定の公示等) 第四十八条の四十八 国土交通大臣は、第四十 八条の四十六第一項の規定による指定(以下 この節において「指定」という。)をしたとき は、指定登録確認機関の名称及び住所、指定 登録確認機関が行う道路交通管理業務の範 囲、道路交通管理業務を行う事務所の所在地 並びに道路交通管理業務の開始の日を公示し	なければならない。 2 指定登録確認機関は、その名称若しくは住 所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業 務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務所 の所在地を変更しようとするときは、変更し ようとする日の二週間前までに、その旨を国 土交通大臣に届け出なければならない。 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出が あつたときは、その旨を公示しなければならない。 (指定登録確認機関の業務) 第四十八条の四十九 指定登録確認機関は、次 に掲げる業務を行うものとする。 一 一次条第一項に規定する事務(以下「登録等 事務」という。)を行うこと。 二 道路管理者の委託を受けて、第四十七条 の二第一項の許可に係る審査の事務を行う こと。 三 前三号に掲げるもののほか、道路の交通 の適切な管理に資する業務を行うこと。 (指定登録確認機関による登録等事務の実施) 第四十八条の五十 国土交通大臣は、指定をし たときは、次に掲げる事務の全部又は一部を 行わせることができる。 一 登録の実施に関する事務(第四十七条の 九の規定による登録の取消しに関する事務 を除く。) 二 第四十七条の十第三項の回答の実施に関 する事務 三 第四十七条の十一第二項及び第三項の規 定による判定基準等の提供の受理並びに同 条第四項の規定による情報の提供に関する 事務 四 第四十七条の十二第二項の規定による報 告の受理及び同条第三項の規定による通知 に関する事務 五 第四十七条の十三第一項の規定による同 項各号に掲げる事項のデータベースへの記	(秘密保持義務等) 第四十八条の五十一 指定登録確認機関の役員 及び職員並びにこれらの者であつた者は、登 録等事務に関して知り得た秘密を漏らし、又 は自己の利益のために使用してはならない。 2 指定登録確認機関の役員及び職員で登録等 事務に従事する者は、刑法明治四十年法律 第四十五号)その他の罰則の適用について は、法令により公務に従事する職員とみな す。 (登録等事務規程) 第四十八条の五十二 指定登録確認機関は、国 土交通省令で定めるところにより、登録等事 務に関する規程(以下「登録等事務規程」とい う。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなけ ればならない。これを変更しようとするとき も、同様とする。 2 登録等事務規程で定めるべき事項は、国土 交通省令で定める。 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録 等事務規程が登録等事務の公正かつ適確な実 施上不適當となつたと認めるときは、その登 録等事務規程を変更すべきことを命ずること ができる。 (帳簿の備付け等) 第四十八条の五十三 指定登録確認機関は、国	土交通省令で定めるところにより、登録等事 務に関する事項で国土交通省令で定めるもの を記載した帳簿を備え付け、これを保存しな ければならない。 2 前項に定めるもののほか、指定登録確認機 関は、国土交通省令で定めるところにより、 登録等事務に関する書類で国土交通省令で定 めるものを保存しなければならない。 (監督命令) 第四十八条の五十四 国土交通大臣は、道路交 通管理業務の公正かつ適確な実施を確保する ため必要があると認めるときは、指定登録確 認機関に対し、道路交通管理業務に関し監督 上必要な命令をすることができ る。 (報告、検査等) 第四十八条の五十五 国土交通大臣は、道路交 通管理業務の公正かつ適確な実施を確保する ため必要があると認めるときは、指定登録確 認機関に対し道路交通管理業務に関し必要な 報告を求め、又はその職員に、指定登録確認 機関の事務所に立ち入り、道路交通管理業務 の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検 査させ、若しくは関係者に質問させることが できる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこ れを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯 罪捜査のために認められたものと解釈しては ならない。 (登録等事務の休廃止) 第四十八条の五十六 指定登録確認機関は、国 土交通大臣の許可を受けなければ、登録等事 務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止し てはならない。 2 国土交通大臣は、前項の許可をしたとき は、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十八条の五十七 国土交通大臣は、指定登録確認機関が第四十八条の四十七第一号又は第三号に該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の五十三第三項の規定により読み替えて適用する第四十七条の六、第四十七条の七第二項又は第四十七条の十第三項、第四項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 第四十八条の五十一第一項、第四十八条の五十三又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第四十八条の五十二第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで業務を行つたとき。

四 第四十八条の五十二第三項又は第四十八条の五十四の規定による命令に違反したとき。

五 第四十八条の四十六第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による登録等事務の実施)

第四十八条の五十八 国土交通大臣は、第四十八条の五十六第一項の規定により指定登録確認機関が登録等事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録確認機関に対し登録等事務の全部若しくは

一部の停止を命じたとき、又は指定登録確認機関が天災その他の事由により登録等事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十八条の五十二第二項の規定にかかわらず、登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録等事務を行うこととし、又は同項の規定により行つて登録等事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により登録等事務を行うこととし、第四十八条の五十六第一項の規定により登録等事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つて登録等事務を行わないこととする場合における登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第四十八条の五十九 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合には、次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を当該指定登録確認機関に納付しなければならない。

一 登録を受けようとする者

二 第四十七条の十第一項の規定による求めをしようとする者

2 前項の規定により指定登録確認機関に納付された手数料は、当該指定登録確認機関の収入とする。

第六十四条第二項中「第四十七条の三第七項」の下に、「第四十七条の四第五項及び第四十七条の十第五項」を加える。

第七十一条第四項中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、同条第五項中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第九十一条第二項中「第四十七条の十一」を「第四十七条の二十一」に改める。

第二百二条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第四十八条の五十一第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

五 第四十八条の五十七第二項の規定による登録等事務の停止の命令に違反した者

第二百三条第六号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第二百四条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同条第三号中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 第四十七条の十第七項の規定に違反して書面を備え付けなかつた者

四 第四十七条の十二第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

五 第四十七条の十二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二百五条中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第二百六条中第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第四十八条の五十三第二項の規定に違反した者

は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けずに登録等事務の全部を廃止した者

第二百七条中「前条まで」の下に「(第二百二条第四号を除く)」を加える。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三号 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に改める。

第五条第一項第一号及び第三号中「第八条第一項第二十六号」を「第八条第一項第二十七号」に改める。

第八条第一項第三十九号ただし書中「自動車駐車場」の下に「若しくは特定車両停留施設」を加え、同条を同項第四十一号とし、同項第三十八号を第四十号とし、第三十五号から第三十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十四号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十一」に改め、同条を同項第三十六号とし、同項第三十三号を第三十四号とし、同条の次に次の一号を加える。

三十五 道路法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定により許可し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第八条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 道路法第四十五条の二第二項の規定により公示すること。

第八条第二項中「第二十八号、第三十四号又は第三十七号」を「第二十九号、第三十六号又は

第三十九号」に、「又は第三十四号」を「又は第三十六号」に、「前項第二十八号」を「前項第二十九号」に改め、同条第三項中「第二十八号、第三十二号若しくは第三十四号」を「第二十九号、第三十三号若しくは第三十六号」に、「第一項第二十八号」を「第一項第二十九号」に、「第一項第三十七号」を「第一項第三十九号」に改め、同項ただし書中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同条第四項中「第二十八号まで、第三十号から第三十二号まで又は第三十四号から第三十八号まで」を「第二十五号まで、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで又は第三十五号から第四十号まで」に、「第九号から第三十八号まで」を「第九号から第四十号まで」に改め、同条第五項中「第二十七号、第三十二号、第三十三号及び第三十八号」を「第二十八号、第三十三号から第三十五号まで及び第四十号」に改め、同条第六項中「第三十二号又は第三十三号」を「第三十三号又は第三十四号」に改め、同条第九項中「第三十五号」を「第三十七号」に改める。

第九条第一項第十四号ただし書中「自動車駐車場」の下に「若しくは特定車両停留施設」を加える。

第十四条中「若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に改める。

第十七条第一項中第三十六号を第三十八号とし、第三十一号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 道路法第四十八条の三十二第二項又は第三項の規定により許可し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第十七条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十二号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 道路法第四十五条の二第二項の規定により公示すること。

第十七条第二項中「第二十四号、第二十八号、第三十号又は第三十三号」を「第二十五号、第二十九号、第三十二号又は第三十五号」に、「前項第二十四号」を「前項第二十五号」に改め、同項ただし書中「第三十号」を「第三十二号」に改める。

第二十三条第三項中「平成十七年九月三十日」を「令和四十七年九月三十日」に改める。

第三十条第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 道路法第四十八条の三十一第一項の規定による指定をすること。

第三十一条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 道路法第四十八条の三十一第一項の規定による指定をすること。

第三十六条中「第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号又は第十七条第一項第二十四号」に改める。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十六号又は第十七条第一項第三十二号」を「第八条第一項第三十八号又は第十七条第一項第三十四号」に改め、同条第三項中「第二十四条の二の下に「第四十八条の三十五」を加える。

第四条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十五号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十九号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「同条第四項又は第五項又は第四十七号の三第四項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七号の十一第四項」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十六号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「第四十七号の八第一項」を「第四十七号の十八第一項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号中「第四十七号の四」を「第四十七号の十四」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 道路法第四十七条の十第四項の規定により判定基準を定めること。

第八条第二項中「第三十六号又は第三十九号」を「第三十七号又は第四十号」に、「又は第三十六号」を「又は第三十七号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、同条第三項中「第三十三号若しくは第三十六号」を「第三十四号若しくは第三十七号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「第一項第三十九号」を「第一項第四十号」に改め、同項ただし書中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同条第四項中「第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで又は第三十五号から第四十号まで」を「第三十号まで、第三十二号から第三十四号まで又は第三十六号から第四十一号まで」に、「第九号から第四十号まで」を「第九号から第四十一号まで」に改め、同条第五項中「第三十三号から第三十五号まで及び第四十号」を「第三十四号から第三十六号まで及び第四十一号」に改め、同条第六項中「第三十三号又は第三十四号」を「第三十四号又は第三十五号」に改め、同条第九項中「第三十七号」を「第三十八号」に改める。

第三十九号」を「第一項第四十号」に改め、同項ただし書中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同条第四項中「第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで又は第三十五号から第四十号まで」を「第三十号まで、第三十二号から第三十四号まで又は第三十六号から第四十一号まで」に、「第九号から第四十号まで」を「第九号から第四十一号まで」に改め、同条第五項中「第三十三号から第三十五号まで及び第四十号」を「第三十四号から第三十六号まで及び第四十一号」に改め、同条第六項中「第三十三号又は第三十四号」を「第三十四号又は第三十五号」に改め、同条第九項中「第三十七号」を「第三十八号」に改める。

第九条第一項第十一号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第十二号中「第四十七条の八第一項後段」を「第四十七条の十八第一項後段」に改める。

第十七条第一項第二十一号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十五号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「同条第四項又は第五項又は第四十七条の三第四項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七条の十一第四項」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十六号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「第四十七号の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十九号の次に次の一号を加える。

第九条第一項第十四号ただし書中「自動車駐車場」の下に「若しくは特定車両停留施設」を加える。

第十四条中「若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に改める。

第十七条第一項中第三十六号を第三十八号とし、第三十一号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 道路法第四十八条の三十二第二項又は第三項の規定により許可し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第十七条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十二号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 道路法第四十五条の二第二項の規定により公示すること。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十六号又は第十七条第一項第三十二号」を「第八条第一項第三十八号又は第十七条第一項第三十四号」に改め、同条第三項中「第二十四条の二の下に「第四十八条の三十五」を加える。

第四条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十五号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十九号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「同条第四項又は第五項又は第四十七号の三第四項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七号の十一第四項」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十六号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「第四十七号の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十九号の次に次の一号を加える。

め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 道路法第四十七条の十第四項の規定により判定基準を定めること。

第十七条第二項中「第二十九号、第三十二号又は第三十五号」を「第三十号、第三十三号又は第三十六号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、同項ただし書中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三十条第一項第六号中「第四十七条の十一第一項」を「第四十七条の二十一第一項」に改め、同項第十一号中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同項第十二号中「第四十八条の四十八第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同項第十三号中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改める。

第三十一条第二項第四号中「第四十七条の十一第一項」を「第四十七条の二十一第一項」に改め、同項第九号中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同項第十号中「第四十八条の四十八第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同項第十一号中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改める。

第五十四条第一項中「第五項」の下に「並びに同法第四十七条の十一第二項及び第三項」を加え、「とあり、同条第六項」を「とあり、同法第四十七条の三第六項」に、「並びに同条第九項」を「同条第九項」に、「とあるのは（機構等）」と、同条第六項を「とあり、同法第四十七条の十一第一項中「当該道路管理者」とあり、並びに同条第四項中「道路の道路管理者」とあるのは（機構等）」と、同法第四十七条の三第六項に、「及び同条第九項」を「並びに同条第九項及び同法第四十七号の十一第四項」に改め、「又は公社管理道路」の下に「と、同法第四十七号の十第四項中

令和二年五月二十日 参議院会議録第十八号 道路法等の一部を改正する法律案

「道路管理者」とあるのは「道路管理者（当該道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が公社管理高速道路である場合にあっては機構、公社管理道路である場合にあっては地方道路公社）」と、同法第四十七条の十一第一項中「道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条及び次条第三項において同じ。）」とあるのは「道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が公社管理高速道路である場合にあっては機構に、公社管理道路である場合にあっては地方道路公社」を加え、同条第二項中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加える。

第五節 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和二十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業をい、」を「事業（に改め、〔含む。〕」の下に「並びに道路の占用に関する工事（道路法第三十二条第一項第三号に掲げる自動車運行補助施設（第五条第一項において単に自動車運行補助施設という。）に係るものに限る。）に関する事業をいう。」を加える。

第四条第一項中「区域」の下に「又は同法第四十八号の二十第一項若しくは第三項の規定により指定された歩行者利便増進道路の区域」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（自動車運行補助施設の設置工事に係る資金の貸付け）
第五条 国は、都道府県又は市町村が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けて自動車運行補助施設を設置しようとする者に対し自動車運行補助施設の設置工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける

場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項に規定する国の貸付金及び同項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中道路法第十七条の改正規定、同法第二十七条第三項の改正規定、同法第四十八条の十九の改正規定並びに同法第五十条第五項及び第五十一条第三項の改正規定並びに第三条中道路整備特別措置法第四条の改正規定及び同法第十四条の改正規定 公布の日
二 第二条及び第四条並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
（準備行為）
第二条 第二条の規定による改正後の道路法（以下この条において「新道路法」という。）第四十八条の四十六第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新道路法第四十八条の四十六、第四十八条の四十七及び第四十八条の四十八第一項の規定の例により行うことができる。

（政令への委任）
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項第一号イ中「第二十四条の二第二項及び第三項」の下に「（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）」を、「第四十七条の二第三項」の下に「第四十八条の三十五第一項」を加え、同号ハ中「第十七条第四項」の下に「第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第二項」を加える。

（高速自動車国道法の一部改正）

第六条 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第六号」を「第五号、第七号又は第八号」に、「又は第六十一条第二項」を「第四十八条の三十五第一項又は第六十一条第二項」に改める。

（踏切道改良促進法の一部改正）

第七条 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改める。

第八条 踏切道改良促進法の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改める。

（道路法の一部を改正する法律の一部改正）
第九条 道路法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

令和二年五月二十日 参議院會議録第十八号

(日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正)

第十条 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第二項並びに」を「第三項」に、「第五十九条まで」を「第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条まで」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第十一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

審査報告書

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和二年五月十九日

内閣委員長 水落 敏栄
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行が地域において提供する基盤的なサービスの重要性に鑑み、将来にわたって当該サービスの維持を図り、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資するため、これらの事業者に係る合併その他の行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律の特例を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 合併等の認可、共同経営に関する協定の締結の認可に当たっては、認可基準への適合性の判断などを迅速に行うこととその効果の早期発現につなげるとともに、公正取引委員会との協議、連携を十分に行い、当該合併等、共同経営により一般消費者や基盤的なサービスに係る利用者に対して不当に不利益をもたらすことがないように留意すること。

二 認可後の特定地域基盤企業等に対するモニタリングが適切に行えるよう必要な体制を整備すること。また、認可基準に適合しなくなったと認めるときは速やかに必要な措置を講ずるとともに、公正取引委員会からの適合命令の請求が行われた場合にはその請求に適切に対応すること。

三 主務大臣と公正取引委員会との協議の状況や基盤的なサービスの利用者に対する不当な不利益の防止方策の検討過程等をできるだけ明らかにする等、透明性の高い運用を行うこと。

四 本法が法施行後十年以内に廃止するものとされていることへの対応に当たっては、特定地域基盤企業による基盤的なサービスの提供の状況等について慎重な検討を行った上で、必要な措置を講ずること。また、当該検討の内容については、国会における審議等に資するよう適切に公開すること。

五 公正取引委員会の企業結合審査については、本法の対象とならない分野を含め、一般消費者の利益が確保されることを前提として、地域の

実情等も踏まえつつ、できるだけ速やかに透明性の高い審査を実施すること。

六 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により創設される地域公共交通利便増進事業が利用者の立場に立った既存サービスの改善に資するものであることに鑑み、同事業と連携しつつ、複数事業者間における運賃、路線、運行時刻等に関する共同した取組が促進されるよう、地域の交通事業者及び地方公共団体に対し、財政及びノウハウなどハード・ソフト両面から、これまで以上の支援に努めること。

七 地域銀行の収益性及び健全性を確保し金融仲介機能を十分に発揮することにより、地域企業や地域経済の発展と、新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続に困難を来す事業者への支援に貢献できるよう、本法の特例措置のほか、担保・保証に過度に依存しない地域密着型金融や将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組を一層推進するなど、地域銀行における持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を進めること。

八 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域基盤企業に与える影響を注視し、基盤的なサービスの提供の維持が図られるよう、当該企業に対して必要な支援等を行うこと。
右決議する。

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

令和二年四月十六日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案
地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 合併等の認可等(第三条―第八条)
第三章 共同経営に関する協定の締結の認可等(第九条―第十五条)
第四章 雑則(第十六条―第十八条)
第五章 罰則(第十九条―第二十一条)
附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、地域において、人口の減少等により地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行(以下「特定地域基盤企業」と総称する。)が持続的にサービスを提供することが困難な状況にある一方で、当該サービスが国民生活及び経済活動の基盤となるものであって、他の事業者による代替が困難な状況にあることに鑑み、特定地域基盤企業の合併その他の行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)の特例を定め、特定地域基盤企業の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、将来にわたって当該サービスの提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 基盤的サービス 次に掲げるものをいう。

イ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する運送サービス(専ら、一の市町村の区域を越え、かつ、一定の距離以上の路線において自動車を行運する事業として主務省令で定めるものに係るものを除く。)

ロ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他の法律の規定により銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいい、同法第四条第一項の免許を受けた同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行を除く。第三号において同じ。)が提供するサービスのうち、地域における国民生活及び経済活動の基盤となるものとして主務省令で定めるもの

二 地域一般乗合旅客自動車運送事業者 前号イの基盤的サービスを提供している道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者(全国)の区域の全部又は大部分において当該基盤的サービスを提供している者を除く。として主務省令で定める者をいう。

三 地域銀行 主として対面により第一号口の基盤的サービスを提供している銀行(全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している同号口の基盤的サービスの全部又は大部分を提供していると認められる者を除く。)

四 公共交通事業者 次に掲げる者をいう。
イ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

ロ 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

ハ 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者

二 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。)、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をするもの)に限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。を営む者

第二章 合併等の認可等
(合併等の認可)
第三条 私的独占禁止法の規定は、特定地域基盤企業等(特定地域基盤企業又はその親会社(私的独占禁止法第十条第七項に規定する親会社をいう。以下同じ。))が、主務大臣の認可を受けて行う次に掲げる行為(以下「合併等」という。))には、適用しない。

一 二以上の特定地域基盤企業等による合併
二 二以上の特定地域基盤企業等による吸収分割(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二十九号に規定する吸収分割をいう。)

三 二以上の特定地域基盤企業等による共同新設分割(私的独占禁止法第十五条の二第一項に規定する共同新設分割をいう。)

四 二以上の特定地域基盤企業等による共同株式移転(私的独占禁止法第十五条の三第一項に規定する共同株式移転をいう。)

五 特定地域基盤企業等が他の特定地域基盤企業等との間で行う当該他の特定地域基盤企業等の事業の譲受け等(私的独占禁止法第十六条第一項各号に掲げる行為をいう。第七条第

一項第五号において同じ。)

六 特定地域基盤企業等による他の特定地域基盤企業等の株式の取得

2 前項の認可を受けて行われる合併等(同項第五号に掲げる行為を除く。))により形成される企業結合集団(私的独占禁止法第十条第二項に規定する企業結合集団をいう。以下同じ。))に属する会社の役員(私的独占禁止法第二条第三項に規定する役員をいう。以下この項において同じ。又は従業員(私的独占禁止法第十三条第一項に規定する従業員をいう。))は、同条第一項の規定にかかわらず、当該企業結合集団に属する他の会社の役員の地位を兼ねることができる。(基盤的サービス維持計画)

第四条 特定地域基盤企業等は、前条第一項の認可を受けようとするときは、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めた計画(以下「基盤的サービス維持計画」という。))を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
二 合併等に係る契約の内容に関する主務省令で定める事項
三 合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の範囲

四 合併等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に係る方策及び当該事業の改善に応じた基盤的サービスの提供の維持に関する事項
五 基盤的サービス維持計画の実施期間(合併等の効力が生じた日から五年を超えないものに限る。)

六 前各号に掲げるもののほか、合併等による基盤的サービスの提供の維持に必要事項
2 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合において、次条第一項第一号のおそれがあるとして認められる地域において、当該合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービス

に係る当該合併等により生ずる競争の状況の変化により、当該基盤的サービスの利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、当該申請をした特定地域基盤企業等に対し、基盤的サービス維持計画に、当該不当な不利益の防止のための方策を定めることを求めることができる。

3 基盤的サービス維持計画には、当該合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係る需要に関する事項、当該基盤的サービスに係る収支に関する事項、当該特定地域基盤企業が属する企業結合集団に属する他の会社の事業に関する事項その他の主務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。(認可の基準)

第五条 主務大臣は、第三条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る合併等が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の全部又は相当部分において、当該特定地域基盤企業の全部又は一部が提供する基盤的サービスに係る収支の悪化(当該基盤的サービスに係る需要の持続的な減少によるものに限る。))により、当該特定地域基盤企業の全部又は一部が当該基盤的サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあること。

二 合併等により、当該合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、前号のおそれがあると認められる地域において、当該基盤的サービスの提供の維持が図られること。

三 第一号のおそれがあると認められる地域において、合併等により、当該合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスの

利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。

2 主務大臣は、第三条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による協議に際して、当該協議に係る合併等が次の各号に掲げる事由のいずれにも該当することについて、公正取引委員会の確認を受けなければならない。

一 不公正な取引方法を用いるものでないこと。

二 主務大臣が第一項第一号のおそれがあると認める地域以外の地域において、合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係る競争を実質的に制限することとならないこと。

三 合併等に係る特定地域基盤企業又は当該特定地域基盤企業が属する企業結合集団に属する他の会社が提供する基盤的サービス以外の商品又はサービスに係る競争を実質的に制限することとならないこと。

(基盤的サービス維持計画の公表)

第六条 主務大臣は、第三条第一項の認可を行ったときは、主務省令で定めるところにより、当該認可に係る基盤的サービス維持計画を公表するものとする。ただし、当該認可に係る合併等に係る特定地域基盤企業の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(定期の報告)

第七条 特定地域基盤企業等が第三条第一項の認可を受けて次の各号に掲げる行為をしたときは、当該各号に定める者は、主務省令で定めるところにより、当該認可に係る基盤的サービス維持計画の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

一 第三条第一項第一号に掲げる行為 吸収合

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的サービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案

併存統合会社(会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。)となつた特定地域基盤企業等又は新設合併設立会社(同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。)となつた特定地域基盤企業等

二 第三条第一項第二号に掲げる行為 吸収分割承継会社(会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。)となつた特定地域基盤企業等

三 第三条第一項第三号に掲げる行為 新設分割設立会社(会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。)となつた特定地域基盤企業等

四 第三条第一項第四号に掲げる行為 株式移転設立完全親会社(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。)となつた特定地域基盤企業等

五 第三条第一項第五号に掲げる行為 他の特定地域基盤企業等との間で当該他の特定地域基盤企業等の事業の譲受け等を行った特定地域基盤企業等

六 第三条第一項第六号に掲げる行為 他の特定地域基盤企業等の株式を取得した特定地域基盤企業等

2 主務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を公正取引委員会に通知しなければならない。

(適合命令)

第八条 主務大臣は、第三条第一項の認可を受けて行われた合併等が第五条第一項第二号又は第三号の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該合併等に係る基盤的サービス維持計画の実施期間内において、第三条第一項各号に掲げる合併等の種別に応じて、前条第一項各号に定める者に対し、措置を講ずべき期限を示して、基盤的サービスの提供を維持するための措置、基盤的サービスに係る価格の変更その他の

第五条第一項第二号又は第三号の規定に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第三条第一項の認可を受けて行われた合併等が第五条第一項第二号又は第三号の規定に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第一項の規定による命令をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第三章 共同経営に関する協定の締結の認可等

(共同経営に関する協定の締結の認可)

第九条 地域一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者又は公共交通事業者(以下「地域一般乗合旅客自動車運送事業者等」と総称する。)との間で、基盤的サービスの提供のために次に掲げる行為を行うことを内容とする共同経営に関する協定の締結を行おうとするときは、当該他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等と共同して、当該協定の締結について国土交通大臣の認可を受けることができる。

一 地域において公共交通網を形成する路線若しくは運行系統、航路又は営業区域(以下この項及び次条第一項第二号において「路線等」という。)の全部又は一部について、共同して、期間、区間、利用回数その他の条件を定めて、利用者が当該条件の範囲内で当該全部又は一部の路線等を利用することができる定額の運賃又は料金を設定する行為その他これに類する運賃又は料金を設定する行為

二 地域において公共交通網を形成する路線等

のうち、共同し、又は分担して運送サービスを提供する路線等を定める行為

三 地域において公共交通網を形成する路線等の全部又は一部について、共同して、運行回数又は運行時刻を設定する行為(運行回数の制限を伴うものに限る。)

四 前三号に掲げるもののほか、地域において公共交通網を形成する路線等の全部又は一部について、共同して、運賃若しくは料金又は路線等を定める行為その他の行為として政令で定めるもの

2 私的独占禁止法の規定は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者その他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が共同して行う、前項の認可を受けた協定(第十三条第一項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)の締結には、適用しない。ただし、第十五条第六項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第五項の規定による請求に応じ、国土交通大臣が同条第一項の規定による命令をした場合を除く。)は、この限りでない。

3 道路運送法第十八条から第十九条の三までの規定及び海上運送法第二十八条から第二十九条の四までの規定は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者その他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が共同して行う、第一項の認可を受けた協定の締結には、適用しない。

(共同経営計画)

第十条 前条第一項の認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、共同して、国土交通省令で定めるところにより、同項の協定に基づく共同経営に関し、次に掲げる事項を定めた計画(以下「共同経営計画」という。)を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 共同経営計画の区域(以下この条及び次条

第一項において「計画区域」という。及び当該計画区域内において共同経営の対象とする路線等

三 共同経営に関する協定に定められる前条第一項各号に掲げる行為の内容

四 前号の行為を行うに際し、あらかじめ、運行回数、運行距離その他の事項を勘案して、共同経営に関する協定の当事者となる地域一般乗合旅客自動車運送事業者等(以下「協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等」という。)の間で、当該行為により得られる収益を分配することを定める場合においては、当該分配に関する事項

五 共同経営の目標に関する次に掲げる事項
イ 基盤的サービスに係る事業の収益性の向上の程度、当該事業に従事する人員数又は当該事業に用いる車両数に係る効率の向上の程度その他の当該事業の改善に係る目標に関する事項

ロ イの事業の改善に応じた計画区域内における基盤的サービスの提供の維持に係る目標として国土交通省令で定めるものに関する事項

六 共同経営の実施期間
七 前各号に掲げるもののほか、共同経営に關し必要な事項

二 共同経営計画には、計画区域内における地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る事業の路線、この収支の状況その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

三 前条第一項の認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該申請に係る共同経営計画について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 計画区域の存する市町村(地域公共交通の

活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五条第一項に規定する地域公共交通計画(次号において単に「地域公共交通計画」という。)を作成しているものに限る。)が同法第六条第一項に規定する協議会(以下この項において単に「協議会」という。)を組織している場合、当該市町村が組織する協議会

二 計画区域の存する市町村の全部又は一部が協議会を組織していない場合であつて、当該市町村の存する都道府県(当該市町村の区域内について地域公共交通計画を作成しているものに限り。)が協議会を組織している場合、当該都道府県が組織する協議会

三 前二号のいずれにも該当しない場合、前二号に定める協議会に準ずるものとして国土交通省令で定めるもの(認可の基準)

第十二条 国土交通大臣は、第九条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 計画区域内に、地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る路線であつて、収支が不均衡な状況にある路線が存すること。

二 共同経営を行うことにより、地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、前号の収支が不均衡な状況にある路線の存する計画区域内において当該基盤的サービスの提供の維持が図られること。

三 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に照らし、適切であること。

四 協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等

が提供する運送サービスに係る利用者に対して不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。

五 計画区域内において地域一般乗合旅客自動車運送事業者が行う基盤的サービスの提供の維持を図るために必要な限度を超えない範囲内のものであること。

二 国土交通大臣は、第九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

三 国土交通大臣は、前項の規定による協議に際して、当該協議に係る協定が次の各号に掲げる事由のいずれにも該当することについて、公正取引委員会の確認を受けなければならない。
一 協定内容及び当該協定の締結について不公正な取引方法を用いるものでないこと。
二 加入及び脱退を不当に制限するものでないこと。

(共同経営計画の公表)

第十二条 国土交通大臣は、第九条第一項の認可を行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、当該認可に係る共同経営計画を公表するものとする。

(共同経営に関する協定の変更)

第十三条 第九条第一項の認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、当該認可に係る協定の内容(同項各号に掲げる事項に係るものに限り。)を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、変更後の当該協定に基づく共同経営に係る共同経営計画を提出して、その変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

二 第十条第三項及び前二条(第十一条第一項第一号を除く。)の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、第十一条第一項第二号中「前号の収支が不均衡な状況にある路線

の存する計画区域」とあるのは「計画区域」と、同条第三項第一号中「締結」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

三 第九条第一項の認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(定期の報告)

第十四条 第九条第一項の認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、同項の認可を受けた協定(前条第一項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五項において同じ。)に係る共同経営計画の実施の状況その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

二 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を公正取引委員会に通知しなければならない。

(適合命令等)

第十五条 国土交通大臣は、第九条第一項の認可を受けた協定の内容が、第十一条第一項第二号から第五号までの規定のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し、措置を講ずべき期限を示して、旅客の円滑な輸送を確保するための措置、運賃又は料金の変更その他のこれらの規定に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二 国土交通大臣は、協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が前項の規定による命令に違反したときは、第九条第一項の認可を取り消すことができる。

三 国土交通大臣は、前項の規定により第九条第一項の認可を取り消したときは、その旨を当該認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送

令和二年五月二十日 参議院会議録第十八号

事業者等に通知するとともに、公表するものとする。

4 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

5 公正取引委員会は、第九条第一項の認可を受けた協定の内容が第十一条第一項第二号、第四号又は第五号の規定に適合するものでなくなつたと認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定による命令をすべきことを請求することができる。

6 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十六条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 地域銀行 内閣総理大臣
- 二 地域一般乗合旅客自動車運送事業者 国土交通大臣

2 この法律における主務省令は、内閣総理大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

(権限の委任)

第十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

(主務省令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、主務省令又は国土交通省令で定める。

第五章 罰則

第十九条 第八条第一項又は第十五条第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案 質問主意書及び答弁書

第二十条 第七条第一項又は第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(この法律の廃止)

2 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(調整規定)

3 この法律の施行の日が持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第号)の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における第十条第三項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「地域公共交通計画」とあるのは、「地域公共交通網形成計画」とする。

令和二年四月二十七日の参議院本会議における安倍晋三内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年五月一日

参議院議長 山東 昭子殿 鈴木 宗男

令和二年四月二十七日の参議院本会議における安倍晋三内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書

質問主意書

本年四月二十七日の参議院本会議において、日本維新の会を代表して、私、鈴木宗男は、補正予算の十億円一律給付について、「安倍内閣は、国務大臣、副大臣、大臣政務官は受け取らないと決められました。そこで、総理、併せて国務大臣、副大臣、大臣政務官は、今年のボーナスを受け取らないと決めたらいいでしょうか。国会議員は給料が下がります。国民に我慢や協力をお願いする以上、内閣、立法府が率先して身を切り、範を正すべきであり、内閣がボーナス返上を決めると、立法府たる国会議員も同調せざるを得ません。総理の英断を求めます。」と質した。

これに対し、安倍晋三内閣総理大臣は、「政治に要する費用の問題は、議会政治や議員活動の在り方、すなわち民主主義の根幹に関わる重要な課題であることから、国会において国民の代表たる国会議員が真摯な議論を通じて合意を得る努力を重ねていかなければならない問題であると考えています。なお、安倍内閣においては、これまで、行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の三割、国務大臣及び副大臣にあつては二割、大臣政務官にあつては一割に相当する額を国庫に返納しているところです。その上で、今般、十万人の特別定額給付金については申請を行わないこととしたほか、国会議員の歳費月額を二割減額する法案が成立すれば、歳費減額に相当する額を更に国庫に返納する方針です。それ以上の措置の要求に、要否については、今後の国会での御議論を踏まえつつ、適切に判断をしてみたいと思います。」と答弁した。

安倍内閣が一律十万人の特別定額給付金を受け取らないと決めたので、ボーナス(期末手当)も受け

け取らないと決めたら如何ですかというのが、参議院本会議での私の質問である。

一 前述の私の質問とそれに対する答弁を踏まえ、国民に我慢と協力をお願いする以上、安倍内閣として、「十万人の特別定額給付金については申請を行わないこととした」と同様、ボーナス(期末手当)も全額受け取らない、または全額返納すると英断するべきだと考えるが、改めて安倍晋三内閣総理大臣の見解如何。

二 安倍晋三内閣総理大臣は、「国会議員の歳費月額を二割減額する法案が成立すれば、歳費減額に相当する額を更に国庫に返納する方針です。それ以上の措置の要求に、要否については、今後の国会での御議論を踏まえつつ、適切に判断をしてみたいと思います。」と答弁しているが、内閣のボーナス(期末手当)の全額返納は、国会での議論の経緯(いきさつ)ではなく、十万人の特別定額給付金と同じく、トップリーダーである安倍晋三内閣総理大臣の決断で実行できるものと考えているが、安倍晋三内閣総理大臣の見解如何。

三 同月二十八日の持ち回り閣議で、国会議員の歳費二割削減を受けた安倍内閣は、以前から行っている月額給与及び期末手当の総理大臣三パーセント、国務大臣二十パーセント返納に加え、更に今回二割分をそれぞれ追加するという判断をしたことは評価するものである。しかし、国民生活が大きな影響、打撃、損失を受けている現在の経済状況では今夏のボーナスを出せる企業・会社はないと思われる。安倍内閣が率先して身を切る、身を削る覚悟を示す事が、国民の理解、協力を得られる事に繋がると考えるが、安倍晋三内閣総理大臣の見解如何。

右質問する。

令和二年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員鈴木宗男君提出令和二年四月二十七日
の参議院本会議における安倍晋三内閣総理大臣の
答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出令和二年四月二十七日
の参議院本会議における安倍晋三内閣総理大臣の答弁
に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねについては、御指摘の令和二年四月二十七日
の参議院本会議において、安倍内閣総理大臣が「政治に
要する費用の問題は、議会政治や議員活動の在り方、
すなわち民主主義の根幹に関わる重要な課題であるこ
とから、国会において国民の代表たる国会議員が真摯な
議論を通じて合意を得る努力を重ねていかなければなら
ない問題である」と考えています。なお、安倍内閣にお
いては、これまで、行財政改革を引き続き着実に推進
する観点から、内閣総理大臣にあっては月額給与及び
期末手当の三割、国務大臣及び副大臣にあっては二割
、大臣政務官にあっては一割に相当する額を国庫に返納
しているところと、その上で、今般、十萬円の特別定額
給付金については申請を行わないこととしたほか、国会
議員の歳費月額を二割減額する法案が成立すれば、歳
費減額に相当する額を更に国庫に返納する方針です。」
と述べた上で、それ以上の措置の要否については、「今
後の国会での御議論を踏まえつつ、適切に判断をしてまい
りたいと思います。」と答弁したとおりである。

なお、当該答弁における「歳費減額に相当する額を更に
国庫に返納することについては、国会議員の歳費、旅費
及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（令和
二年法律第二十四号）の成立を受け、同月二十八日に、
閣僚等が歳費減額分に相当する額を国庫に返納する旨を
申し合わせたところである。

令和二年五月二十日 参議院会議録第十八号

号）の成立を受け、同月二十八日に、閣僚等が歳費減額
分に相当する額を国庫に返納する旨を申し合わせたところ
である。

医療崩壊を阻止するための人的医療提供体制に関する
質問主意書

令和二年五月一日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

医療崩壊を阻止するための人的医療提供体制に関する
質問主意書

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、現在もつとも
懸念される医療崩壊は、院内感染や、キャパオーバーを
原因として生じるものとされている。

一 医師や看護師等について、職務の過酷さや感染の
危険等により、休職者や離職者が生じている。現状、全
国でどの程度、新型コロナウイルス感染症対応に起因す
る休職者や離職者が生じているか。

二 医療従事者の新型コロナウイルス感染者数について、
政府の把握している数字を示された。

三 医師や看護師等の医療従事者については、感染の
危険が大きいこと、感染した場合、院内感染に至りやす
いこと、鑑み、最優先でその希望に依りPCR検査等を受
診させるべきではないか。申込から検査の実施まで、一週
間程度要したとの報道もされている。このようなことは
あるべきではないと考えるが、政府の見解を示された。

四 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新
型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（二〇
二〇年四月二十二日）において

質問主意書及び答弁書

て、「3. 医療等をめぐる現状と課題（1）医療提供体制」と
題して、「本感染症の重症患者は長期管理を要し、病床を
一定期間占有するため、医師や看護師、さらには高度機
器を扱う臨床工学技士など多数の動員が必要であり、対
応に当たる専門人材の確保が追いつかない状況にある。」
とされている。この「専門人材の確保について、政府は
どのような施策を考えているのか。右質問する。

令和二年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出医療崩壊を阻止するための
人的医療提供体制に関する質問に対する答弁書

参議院議員牧山ひろえ君提出医療崩壊を阻止するための
人的医療提供体制に関する質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねの「新型コロナウイルス感染症対応に起因する
休職者や離職者」及び「医療従事者の新型コロナウイルス
感染者数」については、把握していない。

三について
御指摘の「医療従事者」に対する「PCR検査」につ
いては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方
針」（令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症
対策本部決定、令和二年五月十四日変更）において、「
都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなど含
む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び
施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感
染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等につい
ては、率先してPCR検査等

を受けさせるようにする」としているところである。
また、御指摘の報道が何を指すのか必ずしも明らかで
はないが、医師が必要と認めた場合に「PCR検査が実
施されることが重要であり、全国で一日当たり約二万
件の検査能力を確保するとともに、都道府県、保健所
設置市又は特別区が、「PCR検査を集中的に実施する
地域外来・検査センターを設置し、地域の医師会等へ
委託する形で運営する等の取組の推進により、今後も
検査体制の一層の強化を図ってまいりたい。

四について

お尋ねの「専門人材の確保」については、令和二年
度一般会計補正予算（第一号）において、重症患者に
対応できる医師、看護師等の医療機関への派遣等の事
業を都道府県が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に
実施できるようにするため、新型コロナウイルス感染症
緊急包括支援交付金を創設するほか、今後の重症患者
の増加に備え、体外式膜型人工肺（ECMO）等の医療機
器を正しく操作できる知識を持った医師、看護師、臨
床工学技士等を養成するとともに、こうした人材を全
国から募集し、必要とする医療機関へのマッチングや
派遣を行う体制の整備を行うために必要な経費を計上
しているところである。

医療崩壊を阻止するための設備面での医療提供体制
に関する質問主意書

令和二年五月一日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

医療崩壊を阻止するための設備面での医療提供体制に関する質問主意書

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、現在もつとも懸念される医療崩壊は、院内感染や、キャパオーバーを原因として生じるものとされる。感染の拡大と重症者の急増を受け、新型コロナウイルスの感染者を受け入れる病床数は逼迫しつつある。

事実、本年の東京消防庁における最近の搬送困難事例数(五ヶ所の受入要請又は概ね二十分以上経過したにもかかわらず医療機関が決定しない場合)は、四月一日から四月二十五日までの合計で千九百十九件(昨年同時期比プラス千四百三十八件(約四倍))となっている。

一 この状況に対応するためにも、単なる「入院用の空きベッド数」ではなく「新型コロナウイルス等の感染症患者の入院対応に可能な空きベッド数」の把握が必要であると思われる。

現時点での新型コロナウイルス感染症患者の受入れが可能な病床数、その内のICU病床数、またそれぞれについての占有率(利用率)について、政府の把握している直近の数字を示されたい。

二 患者受入れ調整のためには、地域ごとの医療機関の病床の確保状況、空床情報などの公開及び見える化が必要ではないか。

三 国内の人工呼吸器とECMO(エクモ)のそれぞれの総数(使用可能なもの)及びそれぞれの直近の使用率を示されたい。

四 新型コロナウイルス感染症への対応余力を把握するためにも、前記三についても、地域ごとの稼働数と使用率の見える化が必要ではないか。

以上諸点につき、政府の考えを示されたい。
右質問する。

令和二年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出医療崩壊を阻止するための設備面での医療提供体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出医療崩壊を阻止するための設備面での医療提供体制に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの現時点での新型コロナウイルス感染症患者の受入れが可能な病床数、その内のICU病床数、またそれぞれについての占有率(利用率)及び「国内の人工呼吸器とECMO(エクモ)のそれぞれの総数(使用可能なもの)及びそれぞれの直近の使用率」について、政府としてその全ての内容を網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難であるが、政府として把握している状況としては、「新型コロナウイルス感染症に係る今後の医療提供体制に関する報告依頼について(令和二年三月二十七日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)」等に基づき、各都道府県からは、国内における新型コロナウイルス感染症患者数のピーク時に新型コロナウイルス感染症患者が利用する病床として、各都道府県が医療機関と調整を行い確保している病床数が令和二年五月一日時点で合計一万四千床以上であり、各都道府県が確保することを見込んでいる病床数が同時点で合計三万床以上であるとの報告を受けており、また、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について(協力依頼)」(令和二年三月二十六日付け健康発〇三二六第三号・医政地発〇三二六第一号・関副第三二二五号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医政局地域医療計画課長並びに内閣官房情報通信技術(I-T)総合戦略室長連名

通知)に基づき、同年五月一日から同月七日までにウェブフォーム等を用いて報告を行った四千九百七の医療機関において、汎用人工呼吸器又は成人用人工呼吸器であつて、基本的に、重症肺炎の成人に使用可能であり、かつ、気管挿管に対応可能である人工呼吸器のうち、稼働していないものが同報告時点で合計一万三千台以上、稼働しておらず利用可能とされた体式膜型人工肺(ECMO)が同報告時点で合計九百台以上との回答であつた。

二及び四について
御指摘の「地域ごと及び「見える化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「医療機関の病床の確保状況、空床情報など」及び「国内の人工呼吸器とECMO(エクモ)」の「稼働数と利用率」の公開等については、御指摘を踏まえ、必要な検討を行ってまいりたい。

個人向け防護具の適切な供給の実現に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年五月一日

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員 牧山ひろえ

個人向け防護具の適切な供給の実現に関する質問主意書

新型コロナウイルスが感染を広げる中、医療機関における個人向け防護具等の医療用物資については、長らく深刻な不足が指摘され続けている。令和二年四月二十四日の厚生労働省の「医療機関に対する医療用物資の緊急配布等の仕組み」において、厚生労働省は、「WEB調査の活用による国の緊急配布」と題して、「国(厚生労働省及び内閣官房I-T戦略室)は、病院及びPCR検査を行う診療所の計約八千施設を対象と

してWEB調査を実施し、医療機関の備蓄のひつ迫状況を把握(都道府県にも情報を共有)」、「具体的には、各医療機関は、①在庫量、②想定消費量、③購入予定量を週次で記載」、「医療用物資の在庫が著しく不足し、在庫が1週間を切る緊急の場合には、医療機関からの要請に応じ、国(厚生労働省)から医療用物資を緊急配布(配布内容は、国から医療機関に対し、連絡。結果は都道府県と共有)」と規定している。

個人向け防護具など医療用物資については、医療機関ごとのニーズの把握と、重要度及び優先度に対応した戦略的な配布を行うべきであることについては、我々が長らく主張し続けたことであり、今回の厚生労働省の措置は、遅きに失したとはいえ、基本的に正しい方向性であると言える。

ただ、当該資料において「サージカルマスク、N95マスクについては来週からの開始、アイソレーションガウン、フェイスシールドについては5月下旬目途で開始を予定する」とも規定されている。

では、前述の五月下旬までの間に、「新型コロナウイルス患者を受け入れる病院」において、アイソレーションガウン、フェイスシールドについて「在庫が著しく不足し、1週間を切る緊急」の状況が発生した場合、どのような措置を取る方針か。

二 前記一のようなケースでも、当該医療施設の取組に委ねるのではなく、国としてもできる限りの手配をするべきではないか。具体的には、レインコートや薬剤散布用のビニール服や、工場等の製造の現場で使用するためのフェイスガード等、医療用以外の別用途の(かつウイルスの拡散を抑止する機能を有する)防護具の収集や活用なども、国が積極的に推進すべきではないか。

三 最近、介護施設等での大規模な施設内感染が

続発している。マスクや消毒用アルコールなど、個人向け防護具の必要性が高い状況にあるのは、介護サービスや障害者向けの福祉施設でも同様である。これらの施設には、防護具が十分に供給されていると政府は認識しているか。また、十分とは言いがたい場合、必要十分な量をこれらの施設等にどのように供給する方針か。

四 これらの防護具に関しては、国による買い上げを増強し、重要度及び優先度に対応した戦略的な配布(供給)を行うべきである。

そのためには、種類ごとのみならず、それぞれの品に、週ごと(ないし月ごと)の国内必要数(国内需要・ニーズ)を把握し、それを目標として、製造能力の増強、輸入のコントロール等を行うべきではないか。政府の方針を示されたい。

右質問する。

令和二年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出個人向け防護具の適切な供給の実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出個人向け防護具の適切な供給の実現に関する質問に対する答弁書

一について

アイソレーションガウン及びフェイスシールドについては、令和二年四月から、国が製造業者等から買い上げ、都道府県に配布しており、同年五月八日時点において、アイソレーションガウンは約四百四十六万枚、フェイスシールドは約二百四万枚を配布しているところである。これらについては、都道府県に対し、各医療機関等の在庫状況に係る政府の調査に基づき、必

要性や緊急性等を判断し、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる医療機関等に配布するよう求めている。御指摘の二五月下旬までの間に、・・・発生した場合」には、都道府県において適切に対応することになると考えている。

なお、御指摘の「W E B調査の活用による国の緊急配布」においては、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについても、同月十一日の週から、国から医療機関等に対して直接配布することとしている。

二について

「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて(令和二年四月十四日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、防護具がなくなったときの代替品について、長袖ガウンは「体を覆うことができ、破棄できるもので代替可(カッパなど)」、ゴーグル及びフェイスシールドは「目を覆うことができるもので代替可(シュノーケリングマスクなど)」であることを、都道府県等を通じて医療関係者に周知するとともに、国としてもこのような代替品の確保に努めている。

三について

介護施設及び障害福祉施設(以下「介護施設等」という。)に対するマスク及び消毒用アルコールの供給状況は、必ずしも十分とはいえないと認識している。

このため、マスクについては、介護施設等に対して、再利用可能な布製マスクの配布を行っており、消毒用アルコールについては、製造業者の協力の下、介護施設等の要請数量等を踏まえ、都道府県等において、当該介護施設等に対して優先的に供給している。

四について
お尋ねの「種類」ごのみならず、それぞれの品に、週ごと(ないし月ごと)の国内必要数

(国内需要・ニーズ)を把握し及び(輸入のコントロール)の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、例えば、マスクについては、感染が拡大する可能性も踏まえながら、国内需要を見通し、一定量の供給量の確保を目指して、製造業者等に対する輸入拡大の要請や、国内生産設備の拡充に対する支援等を行っている。

新型コロナウイルスの軽症者及び無症状感染者向けの対応に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年五月一日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

新型コロナウイルスの軽症者及び無症状感染者向けの対応に関する質問主意書
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、令和二年四月二十三日付けの都道府県等の衛生主管部(局)向けの「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の考え方について」と題する事務連絡において、「新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者(以下「軽症者等」という。)の宿泊療養及び自宅療養については、「入院病床の状況及び宿泊施設の受入可能人数の状況を踏まえ、必要な場合には、軽症者等が外出しないことを前提に、自宅での安静・療養を行う」とされています。宿泊施設が十分に確保されているような地域では、家庭内での感染事例が発生していることや、症状急変時の適切な対応が必要であることから、宿泊療養を基本として対応をお願いします。」と規定されている。

一 新型コロナウイルス感染症においては、短時間で急激に症状が悪化するケースが見られることから、宿泊療養においても自宅療養においても、なるべく頻繁かつ定期的に、軽症者等の体温、血圧、サチュレーション(動脈血酸素飽和度)等をチェック出来る体制を整えるべきではないか。

二 また、前記一に記したように、短時間で急激に症状が悪化するケースに備えた救急搬送の準備等も整えておくべきではないか。

三 軽症者等については、今後は宿泊療養を基本としつつも、自宅療養が併用されることになる。その際に、自宅療養を避け、宿泊療養を選択すべきとの判断(優先的に宿泊療養させるべきケースの判断)の基準となるガイドラインを策定・ないしはブラッシュアップし、周知させることが必要であると考え。

四 自宅療養の場合に、家庭内感染を避けるために遵守すべきガイドラインを策定・ないしはブラッシュアップし、その遵守事項を実施するための支援を十分に行うことが必要ではないか。これらの諸点について、政府の方針を伺う。

令和二年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルスの軽症者及び無症状感染者向けの対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について
新型コロナウイルス感染症の軽症者等(以下「軽症者等」という。)であって宿泊療養又は自宅療養を行う者については、その症状が急変する可能性もあることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療

養における健康観察における留意点について」(令和二年四月二十七日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、「軽症者等本人が自らの経過観察(セルフチェック)を行う際に留意すべき(緊急性の高い症状)及び当該項目に該当したときの対応」を整理した上で、「宿泊療養・自宅療養における健康観察の際に活用いただくよう、お願いいたします」等としているところである。

また、軽症者等であって宿泊療養を行う者については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について(令和二年四月二日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)の別添「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」において、「宿泊施設等における対応」として、「看護師・保健師は、居室へ一日一回は電話等により連絡し、健康状態を確認する」、「症状・容態によっては、医療機関への救急搬送を行う」、「搬送の段取りや搬送先については、あらかじめ、市町村の救急担当部署や搬送先候補となる医療機関と調整」する等としているところである。

さらに、軽症者等であって自宅療養を行う者(以下「自宅療養者」という。)については、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和二年四月二日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)以下「感染管理対策等事務連絡」という。において、医療の提供が必要となった場合に自宅療養者が適切に医療機関を受診できるようにする観点から、「都道府県等は、①電話等情報通信機器を用いて遠隔で、定期的に自宅療養中の患者の健康状態を把握するとともに、その患者からの相談を受ける体制及び②患者の症状が悪化した際に速やかに適切な医療機関を受診できる体制・・・を整備する」等とし

ているところである。また、自宅療養者に対して伝達すべき事項等を周知する観点から、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第一版)の送付について」(令和二年五月一日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)の別添「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第一版)」において、「都道府県等において、自宅療養者等に伝達すべき事項及び患者から聞き取りを行う事項をまとめたリーフレットを作成の上、帰国者・接触者外来、入院医療機関等に配布しておく」等とした上で、当該「リーフレット」の参考例を示しているところである。

三について
軽症者等については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和二年四月二日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、宿泊施設の受入れ可能人数を超えることが想定される場合等に優先的に宿泊施設を確保すべき対象を示すなど、宿泊療養の対象についての考え方を示しているところである。

これに加えて、家庭内での感染事例が発生していることや、軽症者等の症状が急変した際の適時適切な対応が必要であることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の考え方について」(令和二年四月二十三日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、「宿泊施設が十分に確保されているような地域では、・・・宿泊療養を基本として対応をお願いします」等としているところである。
政府としては、軽症者等に係る宿泊療養の対象について、引き続き、必要な検討を行ってまいりたい。

四について
自宅療養者と同居する者に係る感染防止対策については、感染管理対策等事務連絡において、「居住環境」、「同居者の感染管理」等の観点から自宅療養者がとるべき対応をそれぞれ具体的に示すとともに、「都道府県等は、新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行うに当たって、これらの「対応を行うよう呼びかける」等としているところである。

これに加えて、一及び二について述べた「リーフレット」の参考例においては、自宅療養者と同居する者がいる場合の注意事項についても、具体的に盛り込んでいるところである。

新型コロナウイルス感染症に起因する偏見と差別に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和二年五月一日

参議院議長 山東 昭子殿 牧山ひろえ

新型コロナウイルス感染症に起因する偏見と差別に関する質問主意書
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(二〇二〇年四月二十二日)において、「(3)偏見と差別について」と題して、「医療機関や高齢者福祉施設等で、大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっている。こうした影響が、医療・福祉従事者本人のみならず、その家族に対しても及び、子どもの通園・通学を拒まれる事例も生じている。また、物流など社会機能の維持に必須とされる職業に従事する人々に対しても、同様の事例がみられる。さらに、こうした風潮の中で、新型コロナウイルス感染症に感染した著名人などが、「謝罪」を

行う事例もみられる。」「こうした偏見や差別は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく、感染者やその家族に過度な不安や恐怖を抱かせること、感染した事実を表面化させることについて、本人が躊躇したり、周囲の者から咎められたりする事態に及び、そのために周囲への感染の報告や検知を遅らせ、それによって更なる感染の拡大につながりかねないこと、医療・福祉従事者などの社会を支える人々のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊や、物流の停止などといった極めて大きな問題につながりかねないことなどの事態を生むおそれがある。」とされている。

一 このような偏見と差別の状況は深刻であり、私も専門家会議と懸念を共有している。政府は、このような偏見と差別に関して、どのような対応策を考えているか。
二 前記一への対応も含め、離職や休職を防止するためにも、医療従事者に対する「心のケア」に留意する必要があると考えるが、政府の認識を示されたい。
右質問する。

令和二年五月十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルス感染症に起因する偏見と差別に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルス感染症に起因する偏見と差別に関する質問に対する答弁書
一について
新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者等に対する偏見や差別は、絶対にあってはならないものである。

参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルス感染症に起因する偏見と差別に関する質問に対する答弁書
一について
新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者等に対する偏見や差別は、絶対にあってはならないものである。

このため、政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和二年五月十四日変更)において、国民に対して「感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと」の呼びかけを行うこと、「患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないように適切に取り組む」こと及び「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施すること」を明記した上で、これらの取組を着実に進めているところである。引き続き、御指摘の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえつつ、偏見や差別の解消に向けて適切に対応していきたいと考えている。

二について
新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たっては、当該対策に従事する医療関係者等の負担を軽減することが極めて重要である。
このため、政府としては、令和二年度一般会計補正予算(第一号)において、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するための新たな交付金の創設に係る経費を計上したところである。また、従来から、医療関係者を含む労働者のメンタルヘルス等への対策として、メールや電話による相談窓口の設置等の必要な支援に取り組んでいるところである。引き続き、こうした取組や一について述べた取組を着実に進めるなどとして、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者等の負担の軽減のために適切に対応していきたいと考えている。

令和二年五月一日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

新型コロナウイルス関連の経済対策(雇用調整助成金等)に関する質問主意書
新型コロナウイルスの感染拡大に起因する経済への影響は日々深刻さを増しつつある。苦境に立つ中小企業による従業員の解雇等を抑止するため、雇用調整助成金の役割は非常に重要である。

一 この雇用調整助成金の受給資格要件に「5%の売上減少」という項目がある。急激な売上減少のケース等、この条項のために、必要な企業がこの助成金の申請を行えない事例も多く見られる。この5%条項については撤廃を検討すべきではないか。
二 雇用調整助成金について、助成金の支給まで非常に時間が掛かっている現状がある。不正対策の重要性は理解するが、一社でも多くの雇用を救うために、不正については事後的なチェックで対応することとし、書類数等の簡素化をさらに進めるべきではないか。

三 政府は、新型コロナウイルスの感染拡大で業績悪化した企業が従業員を休ませた場合に支給する「雇用調整助成金」の上乗せ給付について、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく要請に応じて休業や営業時間短縮を行う中小企業への助成率を十割に引き上げるとの方針を示している。

この措置を解雇の抑止にさらに実効性あらしめるものにするためにも、(一日上限)八千三百三十円についても上乗せすることを検討すべきではないか。

四 東日本大震災の際、特例措置として、災害による休業を余儀なくされた労働者を「みなし失業」として取り扱い、簡便な手続で失業手当を受給できるようにした好例がある。今回もこの制度の適用を検討すべきではないか。
右質問する。

令和二年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルス関連の経済対策(雇用調整助成金等)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルス関連の経済対策(雇用調整助成金等)に関する質問に対する答弁書
一から三までについて
雇用調整助成金については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の状況を踏まえ、これまでに、生産量要件の緩和、助成率の引上げ、申請書類の簡素化等の特例措置を講じてきている。政府としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の状況を注視しつつ、必要な対策を講じてまいりたい。

四について
御指摘の特例措置は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十一年法律第五十号。以下「激甚災害法」という。)第二十五条第一項の規定に基づく雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による求職者給付の支給に関する特例として講じられたものであるが、今般の新型コロナウイルス感染症

は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する災害に該当せず、激甚災害法第二条第一項に規定する激甚災害として指定され得るものではないため、今般の新型コロナウイルス感染症について激甚災害法第二十五条第一項の規定を適用することはできない。

一九六五年十二月五日に発生した沖縄近海における米国の水爆水没事故に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年五月八日

参議院議長 山東 昭子殿

浜田 聡

一九六五年十二月五日に発生した沖縄近海における米国の水爆水没事故に関する質問主意書
一九六五年十二月五日に、沖縄本島の北東約二百海里、南西諸島の直近の陸地の東方約八十海里の公海上(北緯二十七度三十五・二分、東経百三十一度十九・三分)で、米空母タイコンデロガから一個の水爆を搭載したA-1四航空機が海中に滑り落ち、パイロット及び核兵器とともに水深一万六千フィート以上の海底に沈んだ。

このことに対し、政府は参議院議員喜屋武眞榮君が第百十四回国会に提出した「沖縄近海における米国の水爆水没事故に関する質問主意書」(第百十四回国会質問第一九号)に対する答弁書(内閣参質一四第一九号。以下「本件答弁」という。)等にて、「本件事故の対応策は、第一義的には、米政府が行うべきもの」と考えるが、具体的に回収を行うべきか否かについては、回収能力の有無、安全性の現状等を踏まえて検討されるべきものである」と考える。等と答弁している。

令和二年五月二十日 参議院会議録第十八号 質問主意書及び答弁書

本件が問題となつたきっかけの一つに一九八九年の報道とそれに伴う国会質疑が挙げられるが、当時と現代では深海の調査能力が異なる。例えば、国立研究開発法人海洋研究開発機構は二〇一六年二月九日に無人探査機「かいこうMk-IV」を用いて、五千五百メートルを超える大水深の海山の斜面においてコバルトリッチクラストの存在を確認し、研究用試料の採取に成功したと発表した。このことから、現代においては、水没した水爆及び水爆を搭載していたA—四航空機を回収することはできなくとも、現況を撮影したり、周辺の試料を採取することは可能である。

右を踏まえて、以下質問する。

一 政府は、当時本件答弁にて「核物質は、溶解・沈殿したことで環境への影響はない」という米国の説明を「それとして重みのあるものと認識している」と答弁しているが、現在においても、この認識は変化していないか。

二 科学の進歩によって、水爆を搭載したA—四航空機が水没した地点における環境への影響を調査分析することが可能となったが、政府は、本件答弁中の事故地点である北緯二十七度三十五・二分、東経百三十一度十九・三分に水没したとされる水爆を搭載したA—四航空機の現況を撮影したり、付近の試料を採取して分析する等して、本当に環境汚染がなかったかどうか調査する予定はあるか。また、予定がないとしたらその理由如何。

三 前記二にかかる調査費用は、当然事故を起こした米国の負担すべきと考えるが、政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法七十五条二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。また、答弁書の文字がいわゆる青枠の五ミリ以内に収まっていなく

てもかまわない。
右質問する。

令和二年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出一九六五年十二月五日に発生した沖縄近海における米国の水爆水没事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出一九六五年十二月五日に発生した沖縄近海における米国の水爆水没事故に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の答弁書(平成元年六月十六日内閣参質一四第一九号)一、二、三、四及び十についてにおいて示した政府の認識に変更はなく、政府としてお尋ねのような調査を行う予定はない。

愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年五月八日

ながえ孝子
参議院議長 山東 昭子殿

愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書

二〇二〇年三月十八日付で愛媛県議会から米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書が提出されています。私は、二〇一九年十一月二十二日に愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書(第百回国会質問第七〇号)を提出し、答弁書(内閣参質二〇〇第七〇号。以下「答弁

第七〇号」という。)を二〇一九年十二月三日付でいただいています。残念ながら、二〇二〇年五月現在、南予地区全域だけでなく、愛媛県久万高原町でも断続的に低空飛行物体が散見されています。私が答弁第七〇号を受領した二〇一九年十二月三日以降、政府は米国側から飛行訓練に関する情報を得られていますでしょうか。また、政府に対する米国側からの飛行訓練の事前情報提供や、政府による米国の飛行訓練の終了時期の確認、中止要請などは、実施されていますか。

右質問する。

令和二年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員ながえ孝子君提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ながえ孝子君提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対する答弁書

一般論として、米側は、個々の飛行訓練の内容等について、我が国への連絡を行う必要はないが、これまでも政府としては、米側から飛行訓練に関する情報を得られた際には、これらの情報を関係する地方公共団体等へ提供しているところである。

お尋ねの令和元年十二月三日以降において、米側から、愛媛県上空における米軍機の飛行訓練に関する情報は得ていないが、政府としては、米側に對し、先の答弁書(令和元年十二月三日内閣参質二〇〇第七〇号)一から四までについて述べた申入れを含め、これまでも、累次の機会に、米軍機の飛行に際しては、低空飛行訓練に係る日米合同委員会合意及び関連法規を遵守し、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、申入れを行ってきており、米

側もこの点には十分留意して運用を行ってきているものと承知している。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本体 二二円
(本体 一一〇円)